

## 令和元年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年12月12日（木曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 常任委員会視察報告について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 1号 御宿町監査委員の選任について
- 日程第 7 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 3号 妨害排除等請求控訴事件の和解について
- 日程第 9 議案第 4号 町有地土地賃貸借契約の合意解除等の和解について
- 日程第10 議案第 5号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第14号 町道路線の変更について

日程第20 議案第15号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第16号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第7号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
3番	市東和之君	4番	土井茂夫君
5番	立野暁広君	6番	藤井利一君
7番	貝塚嘉軼君	8番	高橋金幹君
9番	伊藤博明君	10番	堀川賢治君
11番	北村昭彦君	12番	滝口一浩君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	齊藤弥四郎君
総務課長	大竹伸弘君	企画財政課長	田邊義博君
産業観光課長	殿岡豊君	教育課長	金井亜紀子君
建設環境課長	埋田禎久君	税務住民課長	齋藤浩君
保健福祉課長	渡辺晴久君	会計室長	岩瀬晴美君

---

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主任主事	鶴岡弓子君
------	-------	------	-------

---

### ◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和元年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

台風15号、台風19号の襲来、10月25日の豪雨により、全国的にも千葉県でも多くの人的被害、土砂崩れ、強風による被害が発生しました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。

（午前 9時34分）

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。3番、市東和之君、5番、立野暁広君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により本日1日限りとし、議長からの諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告、常任委

員会視察報告の後、3名の一般質問を行い、議案第1号から第16号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和元年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、監査委員の選任、専決処分の承認、和解案件2件、条例制定及び一部改正8件、町道の認定及び変更、補正予算案2件の計16議案についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第1号 御宿町監査委員の選任につきましては、伊藤博明監査委員から11月末日をもって退職の申し出があったことから、新たに貝塚嘉軼議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号 専決処分の承認を求めることにつきましては、台風15号及び19号により屋根や外壁などを被災された住宅を支援するため、補助金制度を創設したものの、また、被災した公共施設の修繕等について専決処分を行ったものでございます。本予算の被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきましては、被災された住宅の早期復旧や公共施設の修繕等につきまして、特に

緊急を要するもので、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和元年11月7日に地方自治法第179条第1項の規定により令和元年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに932万円を追加し、補正後の予算総額を37億3,792万円とするものでございます。

議案第3号 妨害排除等請求控訴事件の和解については、東京高等裁判所に控訴された事件について、控訴人と和解をすべく地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により提案するものでございます。

議案第4号 町有地土地賃貸借契約の合意解除等の和解について、本和解は町有地を貸し付けていた土地賃貸借契約者が亡くなり、法定相続人が相続を放棄していたことから町が相続財産管理人の申し立てを行い、清算事務を進めてまいりました。このたび清算事務が終了したことから、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定については、平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備を図ることとされたところでございます。本条例につきましては、改正地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイムの会計年度任用職員にかかわる報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を定めるものでございます。

議案第6号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定については、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例と同様、改正地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定するフルタイムの会計年度任用職員の給与に関する条例を定めるものでございます。

議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会計年度任用職員の給与等に関する条例のほかに会計年度任用職員の服務などに関する条例の整備を行うものでございます。

議案第8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月に公布されました。これにより、成年被後見人等の人権が尊重され不当に差別

されないよう、地方公務員法等において規定されている成年被後見人等にかかわる欠格条項や権利などが一律に削られる改正があり、令和元年12月14日から施行されることになりました。これに伴いまして、一般職の職員の給与等に関する条例においても同様に成年被後見人等の規定を削除するとともに、用語の整理のための改正を行うものでございます。

議案第9号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定については、御宿町において生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、令和元年11月22日に国から同意を得たことに伴い、御宿町税条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資にかかわる課税標準の特例措置について、地方税法附則第15条第47項に基づく割合を定めるほか、他のわがまち特例にかかわる適用条項及び割合の整備を行うため御宿町税条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法に基づき、市町村が条例で定めることとされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容は、家庭的保育事業を利用する乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われるための連携施設の確保について、これまでの経過措置の期限をさらに5年間延長するほか、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認められるときは、連携施設の確保を不要とする取り扱いの規定の追加等でございます。

議案第11号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法に基づき市町村が条例で定めることとされている放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。改正内容は、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の認定資格研修について、これまで都道府県知事が実施することとされていたところ、あわせて指定都市の長も実施できることとするものでございます。

議案第12号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されました。このことにより印鑑登録の範囲等について、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 町道路線の認定については、議案第14号 町道路線の変更についてと関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。県道勝浦布施大原線にかかわる県単道路改良事業、通称実谷バイパスの工事については、県夷隅土木事務所にて計画的に実施し実谷側の

一部が年度末に完成する予定となっております。完成後は、県との申し合わせにより町道として管理することとなっております。つきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により町道路線の認定及び変更を提案するものでございます。

議案第15号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出ともに44万円を追加し、補正後の予算総額を11億3,427万5,000円とするものでございます。主な内容ですが、医療保険審査機関である千葉県国保連合会に外国人に関する加入者情報を追加登録することに伴い、国保システムの改修費をお願いするものでございます。なお、本補正予算につきましては、去る11月27日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第16号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第7号）について、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに5,048万円を追加し、補正後の予算総額を37億8,840万円とするものでございます。本補正予算では、町消防団活動の向上のため、老朽化した分団庫の新築工事事業を進め、住民がより安全で安心して過ごせる町づくりに努めてまいります。また、台風被害で被災された住宅に対するきめ細かな対応や公共施設の修繕など、災害復旧に向けた適切な対応を図っております。

そのほか、無投票となりました千葉県議会議員選挙やマイナンバー制度等、国や県の施策や動向へ適切に対応し、また障害者福祉の需要への対応や防犯灯管理など、住民生活に直結し緊急かつ必要性の高い事業に予算を配分いたしました。

なお、財源につきましては国・県の負担金及び地方債制度のほか、活力あるふるさとづくり基金を活用し、なおも不足する財源につきましては、純繰越金を追加して対応いたしております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、9月定例議会以降の諸般の報告をさせていただきます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

9月、10月と大きな台風、大雨が短期間のうちに連続して発生いたしました。台風15号では、千葉県南部を中心に記録的な暴風雨による大きな被害がございました。当町では、住宅や公共施設の損傷、電線の断線、停電が発生いたしましたが、個別には復旧に時間を要した箇所もあったものの、他の地域に比べ比較的早く解消いたしました。また、台風19号では、15号によ

り被災した住宅の被害が拡大するという状況になりました。被災された住宅の復旧のため、国や県の制度を活用した被災住宅修繕緊急支援事業補助金制度を設けました。現在の申請は約10件となっております。

11月1日に国保国吉病院組合経営改善委員会が開催されまして、現在の状況について説明がございました。いすみ医療センターにおきましては、看護師の確保により休床中の病棟の再稼働に加え、大学病院との連携により引き続き医師の確保に努めております。また、千葉大学との連携による健康屋台を実施し、健康相談に関する新たな取り組みを行っているところでございます。

次に、南房総地域における末端給水事業体の統合につきましては、千葉県における南房総・九十九里地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合と並行して協議が行われているところですが、現在、夷隅郡市、安房郡市の8市町において、水道事業統合・広域化に関する覚書を取り交わすべく準備を進めているところでございます。

以上で諸般の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎常任委員会視察報告

○議長（土井茂夫君） 日程第4、常任委員会視察報告について、高橋産業建設委員長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

登壇の上、発言願います。

（8番 高橋金幹君 登壇）

○8番（高橋金幹君） 日程第4、常任委員会の視察について報告いたします。

総務委員会、産業建設委員会、教育民生委員会の合同による視察研修について。

本年度は、産業建設委員会の主催により、去る11月29日、茨城県行方市のなめがたファーマーズヴィレッジを視察いたしました。

本施設は、少子化により廃校となった小学校をリノベーションしてつくられた体験型農業テーマパークで、行方市、JAなめがた、白ハトグループが一体となって、サツマイモを通して地元の農業を盛り上げようと平成27年秋に開設されました。茨城県は、サツマイモの栽培面積、生産量ともに鹿児島県に次いで全国第2位の産地であり、行方市は東京都心から約70キロ、県庁所在地の水戸市から約40キロに位置しています。東は北浦、西は霞ヶ浦という2つの広い湖に挟まれ、東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高30メートル前後の行方大地と言われる丘陵に

より形成され、なだらかな傾斜のある水はけのよい赤土の畑がサツマイモの栽培に適しているとのことでした。

施設の運営は、大阪府守口市に本社を置く白ハト食品工業株式会社で、もともとサツマイモを通じて行方市と縁があったことから、行方市に生産工場を移し、廃校となった小学校周辺の耕作放棄地を借り上げ、または購入することで敷地を広げ、全体の敷地面積は東京ドーム7個分以上になるといいます。そのため、敷地内には果樹園や畑が広がり、季節ごとにおいしい果物や農作物を楽しむことができます。

また、本施設は1次産業の農業、2次産業の食品加工、3次産業の流通販売サービスなど、生産から加工、販売まで6次産業化し、付加価値をつけての販売に取り組んでいます。やきいもミュージアム、サツマイモ工場、農業体験、手づくり体験教室、レストラン、カフェなどが一堂に結集し、家族や仲間でも一日中楽しめる施設となっています。

農業を取り巻く環境は、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加、イノシシを主とした有害鳥獣による農作物被害により、年々厳しいものがありますが、農業は取り組み次第で楽しく、にぎわいを創出することができるのだということを実感いたしました。また、廃校の活用方法についても大いに勉強になりました。

最後に、今回の視察にあたり、施設を案内していただいた白ハト食品工業株式会社のスタッフの皆様、御宿町議会事務局のお二人には大変お世話になりました。感謝申し上げ報告いたします。

産業建設委員会委員長、高橋金幹。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 以上で常任委員会視察報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、7番、貝塚嘉軼君、登壇の上、質問願います。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） ただいま議長より一般質問についてのお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私が今回通告してありますのは、町長の政治姿勢についてということで、その1として令和2年度当初予算編成方針について、その中の細かくお尋ねしているのは、通年観光に向けた予算、投資についてと、短期、中期の予定です。それから、岩和田住宅の跡地利用について、今どのような状況になっておるのか、その進捗状況と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

それでは、早速質問に入りたいと思いますけれども、その前に台風15号、19号の襲来、台風21号による豪雨により、千葉県全体で人的被害、土砂崩れや強風による被害が発生し、甚大な被害が発生しました。まずもって被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げます。本町を顧みますところ、台風15号、19号による強風による停電や屋根瓦などの被害が見られたものの、人的災害や冠水による家屋の被害がなく、幸いにも最小限の被害で済んだことに対し、誠に安堵したところでございます。

近年、災害が大規模化しており、わずかな違いで大きな被害を受けることも想定し、日ごろから防災対策にも努めなければならないと感じております。

さて、令和2年度予算編成についてということで、町長にお尋ねします。歳入面では、税収等の自主財源の大幅な増額が見込めず、歳出面では、これまで経費節減を進めた中で、現状、義務的な経費、経常的経費の抑制に、難しい現状にあるのではないかと考えます。また、公共施設についても老朽化が進み、改修しなければならない、この経費も大きな負担となってきたと思います。

そこで、私の察するところ、予算増額は多分、今年度を上回るような見込みはできないだろうと、そういう中で活性化対策ということで、農業、漁業、大変厳しい状況にあります。御宿町は、観光がやっぱり第1産業と、町長も観光立町ということで、観光に力を入れておられますけれども、一向に1年を通して通年観光に向けた取り組みがなかなか見当たらない、実施されていない、まして今年度のように天災と台風等も多く来て被害を受けております。この御宿においては、実際の被害はないと言われても、やはり風水害の余波は観光にひしひしと感じる

ところでございます。

よって、来年度は東京オリンピック・パラリンピック等が開催されます。まして、隣の一宮海岸を利用したサーフィン大会等もでございます。9月の一般質問にも私は尋ねておりますけれども、どうしてもこれに便乗する、あるいは、そこに集まる人たちを何とか御宿まで足を伸ばしていただいて、経済の活性に寄与してもらいたいというような考えがございますけれども、それについてこの後お尋ねしますけれども、予算等の非常に厳しいものがあるかなとは思いますが、どうか来年度の予算については、飛躍した勇氣ある予算が組まれていただければなと思うのでお尋ねします。

令和2年度の予算規模はどのぐらいを町長、見込んでいますか。ひとつお答えをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 新年度予算につきましては、ただいまの予算要求書の作成を各課依頼中でございますので、現在、予算要求の金額をお答えできる段階にはございませんが、後期基本計画では、令和2年度の決算ベースでの歳出額は36億3,200万円を推計しております。しかしながら、平成29年度時点の推計値でございますので、会計年度任用職員制度の施行や公共施設の老朽化、増加する社会保障費用への対応など、時間の経過に伴いまして財政需要に変化が出てきております。

一方で、議員さんおっしゃいますとおり、歳入の大きな伸びは期待できませんので、新規事業の抑制や既存事業の見直しも視野に入ります。また、地方財政計画や国・県の政策動向も町の予算に影響いたしますので、これらに注意しながら後年度の負担の平準化と健全財政の維持を念頭に予算編成を行いたいと考えております。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、課長からお話を聞きましたけれども、大体そうだろうかと、そういう方向だろうかという予想はしてはしてはいたけれども、今申し上げたとおり、大変ではあるけれども、やはりどうしたら活性化対策がとられるかということで思い切った予算編成も必要じゃないかと、福祉、教育、本当にその方面の手厚い保護は、今一番大事な時期だと思っておりますけれども、とにかく御宿の財源確保は、私は滞留人口を目的とする通年観光、観光事業をやはり活性化しなければ思い切ったことはできないというふうに思いますので、通年観光に向けた取り組み、方向性、具体的な方針、町長は通年観光を目的として10年前の町長選から町民に約束しておられます。今でもその気持ちには何ら変わりもなく、常に前向きであるということはおわかりますが、どうか以前にも私、活性化対策の一つとしてメキシコ、スペイン、公園化構想を

提案しておりますけれども、それについては何のお答え、あるいは、そのような形で町有地有効利用ということで活性化対策に何とかというようなお話も聞かれていない。今から思えば、その当時から本当に町長の気持ちの上で観光立町としての取り組みとして、通年観光は大事なものであると、必要であるんだということを常々申しておりますので、どうかいま一度、通年観光についてどのように考えているか、どういう対策をお持ちでいるか、町長、お聞かせ願いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、質問通告書にございます通年観光に向けた予算、投資について、短期的、中期的にどのように進めるかということについて、私のほうから現況等を含めてお答えをさせていただきます。

通年観光の充実でございますが、地域経済の活性においては非常に重要な課題であると認識しております。宿泊を初めとした来訪者数の増加は、商店や飲食店のみならず、農水産業等の生産者レベルにおいても効果があり、交流人口の増加そのものが地域のにぎわいを創出してくれるものと考えております。

こうした中、御宿町の現状を見ますと、海水浴シーズンを初め、伊勢海老祭りやつるし雛めぐり、釣りキンメ祭りなど季節の特徴を生かした従来からの取り組みに加え、ライフセービング大会を初めとしたビーチスポーツ大会の誘致や、中央国際高校スクーリングなど、年間を通じた宿泊客の確保に取り組んでおります。

ライフセービング大会におきましては、大会誘致数の増加により、年間延べ5,000泊を超える規模に成長をしております。また、中央国際高校スクーリングでは、宿泊業のご協力のもと年間増加をしている状況でして、現在では年間延べ1万泊を超えてきているような状況になっております。

しかしながら、御宿の状況を見ますと、1月、そして4月、5月が宿泊の閑散期となっており、こうしたブランクを埋めるための創意工夫が今後の課題になっていると捉えております。

議員ご質問の短期的、中期的な取り組みでございますが、短期的な方針といたしましては、まず東京オリンピック・パラリンピックの開催という大きなチャンスをしっかりつかみ、受益者、受益団体を中心に、関係団体としっかりと連携を図りながら外国人対応を含め、特色あるおもてなし、イベント企画など効果ある施策を展開してまいりたいと考えております。

また、中期的な取り組み課題といたしましては、外国人のお客様が非常に増えてきている状況を踏まえ、海外インバウンドに対応した受け入れ態勢の充実が不可欠であると考えておりま

す。いろいろな分野における多言語対応化はもちろん、公共を含めたW i - F i 環境整備やトイレ整備など、ハード面における計画的な整備が必要であると考えております。

環境、施設整備につきましては、公的施設だけではなく受け入れる民間施設においても求められており、関係団体とも協議を重ねながら時代に対応した環境整備が計画的かつ着実に進められるよう努めてまいりたいと考えております。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、聞いたのは、観光課長としてはおっしゃるとおりだと、現状ではそれ以上の打開策は、なかなか大変だろうというように思いますけれども、町長、ぜひ、やはり町長の声が町民に伝わるということで、皆さんは選んでよかった、やっていただいているよかったですと思うんですよ。

よって、私どももやはり町長の声で、本当に私はこういう考えで、こういう計画を持ってやっていますよということを、やはりここで、議会で私たちに意気込みというか政策というか対策というか、そういうものを示していただければ非常にありがたい。

また、はっきり申し上げまして、まだ1年先のことでございますけれども、来年の今日は、もう既に町長は満期を迎えて改選という時期になります。ですから、なかなか来年度予算は私はこちらしますよということについては難しいだろうと思いますけれども、この次も自分もやるんだと、そして今の状況を何とか変えて活力ある、魅力ある町にするんだというお気持ちがあるのであれば、今が大事だと思います。

来年度の予算、それに対する活性化対策が、どのぐらい町長が意気込みを持って示しているか、予算を組んでいるかというのが大事だと思います。やはり私はお金があって、ほかに施しができるというふうと考えておりますので、ぜひ稼ぐことを、やはり私は大事だと、稼いでそれから福祉に、教育に、あるいは地域の環境整備、あるいは持っている、ほかにない御宿のいいところにより一層磨きをかけるということが必要じゃないかと思うんですけれども、町長ぜひ、そのお気持ちをお聞かせ願いたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、殿岡産業観光課長が申し述べたとおりでございますが、幾分か補足答弁をさせていただきます。

観光感についてということでございますが、今も説明がございましたが、例えば中央国際高等学校のスクーリングについて非常に生徒の数が増えていると。それで1万泊を超えるということで、人数的にも春、秋を通じて3,000人を超えています。

ということで、このように多くの高校生年代を中心とした生徒が御宿を訪れまして、農

業、漁業体験を行って自然に学んで英気を養っていると。申し上げるまでもなく観光とは光を見ると書きます。生徒の皆さんがさまざまな体験をしながら、御宿の光を浴びて、光を見ていただいていると私は信ずるものでございますが、また同時に宿泊業の皆さんのおもてなしの心についても光を見ることもあろうかなと思います。

私は一般観光客、一般的な観光客に比較して、スクーリング事業などで御宿に来訪されるお客さんをルート観光と呼んでみたいと思います。ルートとは予定された、あるいはあらかじめ計画されて来訪されるという意味であります。例えば、このたびの大きな災害が発生した中で、南房総の観光客は半減するという情報がございましたが、そういう中で、やはり観光客を一般的に呼ぶ、そういう努力は当然重ねていかなくちゃいけませんけれども、必ずある定期的に、計画されたお客さんが見えておりますので、やはりこのような若い、とりわけ若いお客さんは大事にしていかなくてはいけないのではないかなと思います。

宿泊業の皆様を初め、御宿町全体でこぞっておもてなしをして、この若い皆さんがこれから5年、10年たって、御宿に行こうと、御宿に住もうと、移住、定住しようというようなことができなければいいなと思います。そういう意味では、これだけのお客さんが来ていますので、マリンスポーツを初め、イベントについてもかなりのお客さんが来ていますので、やはり私たちはおもてなしの心をしっかりと、また行ってみたい町、住みたい町という印象を持っていただけるような対応といいますか、おもてなしが必要ではないかと考えております。

今、貝塚議員さんのお話もございましたが、宿泊業は御宿町のスタンスというか状況において、一番雇用力と稼ぐ力があります。その宿泊力が宿泊数が増えていますので、これを大切にしていきたい。これは季節とか、あるいは年間を通してかなり2カ月、3カ月、例えば来ないときもありますけれども、春、秋あるいはホソクスクーリングも1月、2月に行われますので、そういう意味では、またマリンスポーツはありますので、そういった方々をやはり地元が足元から見つめ直してやっていきたいと、そういう私は考えを持っておりますので、どうか、今、貝塚議員おっしゃられたとおり、宿泊業が稼げば、稼ぐ力がアップすればいろんな産業に波及してくると思っております。

一般観光客の招聘といいますか、誘致も一生懸命やらせていただきますが、このように考えております。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、国際高等学校のスクールが年々増えていて、宿泊業者、私も宿泊業者の一員ですけれども、実際に増えております。よかったなど、基本的には皆さん、それで夏の、あるいは通年通しての一般の観光客の減少の中で定期的に宿泊してくれるということは、

非常に宿泊の皆さんは喜んでおります。

しかしながら、はっきり申し上げまして、地域観光産業者に対しては、何も恩恵がないと。我々は地元から仕入れ、提供してやっておりますけれども、やはり一般客とは違うんです。落とすお金が違うんです。そういうことよりも、今、宿泊関係者の宿は廃業していつているんですよ、毎年、1軒、2軒と。そうすると、この後に私は聞こうと思っていたんですけれども、町長が今おっしゃってくれて、この生徒が来るためによって元気づいているということをおっしゃいましたけれども、受け入れがどんどん減っているのです、これの対策も必要なんです、町長。

これから続けていくのであれば、どうやったらその宿泊施設が廃業にならないで、逆に増えていく、宿泊施設が増えていく、それがいいんです、今。ですから、町としてどういう指導、こういうふうにはしていますよ、だからやってくださいといったって、人がいない、高齢化が進んで、経営者がもう連れ合いが亡くなって1人になって、お子さんやお孫さんもない、だからもうやめるんですよと。そうやって宿泊施設がどんどん減っています。まして、海のホテルさんなんかは改装するといったって、経営者がまだ手をつけていない。

そうすると、本当に旅館業として立て直すのだろうか、やるのだろうか、どうなんだろうかと、みんな宿泊関係者は不安に思っているんです。ですから、幾ら来てもそれを受け入れる態勢がなければ、どんなことをしたって、これは隣地域に宿泊をせざるを得ないと。

ですから、この辺についてもこの後に聞こうと思っていたんですけれども、今、町長に答弁していただいたから、先にお話ししちゃうんですけれども、ライフセービング、あるいはビーチバレーボール大会とかビーチサッカーとか、そういうのがどんどん、このきれいな砂浜を利用して増えています。参加者が増えてくれてうれしい悲鳴なんですけれども、その反面、それだけの人が来て、全員を受け入れるのに本当に施設が足りるのかと。

今ある施設を計算すると足りません。ですから、大きな大会を誘致しようとしても、今御宿は難しい。ライフセービング全国大会を御宿に持ってきてもらおうという動きをしても、参加者が多くて、その人たちが泊まる場所がない。これじゃあもうどうしようもないんです。ですから、その辺についても、やはり観光産業はどうあるべきかということになると非常に難しいだろうとは思いますが、何とかやはり、短期的でもいいから仮設宿泊選手村というようなものを設置して、そこで過ごしてもらい、あるいは参加していただいて、その施設を利用してもらいとか、そういう対策を講じないと、これ以上のそういった大会を誘致することは非常に、私は難しいと思っております。

ですから、今言ったように、町長おっしゃるとおり、ただ高等学校の学生が来て、それが5年後、10年後、御宿に来てくれる、御宿で生活してくれる、あるいは遊びに来てくれるということで大事にすると。また、これが一つの観光の先行きの発展につながるという考えをお持ちでしょうけれども、はっきり申し上げまして、私どもが、ここで私が申し上げるまでもなく、学生ですから、朝起きて宿を出ていけば、もう教室に入りっぱなしです。外へ出ることはないです。ですから、宿だけで、宿と学校だけなんです。地域の町に出て観光というか、町なかを散歩して、いろんなことを見聞するということはないんです。

ですから、そうなるややはり受け入れる側として、受け入れてもらうほうとしては、いろんな要求をしてくるわけです。ですから、古い宿泊施設のところは、あれもこれも直さなければ受け入れができないという状況が出てきているんです。そうしたときに、やはりふだんの稼ぎがないから、もうこれ以上やってもできないよと、よって、うちはそういう細かなことを言われると受け入れできませんということで断る。そうすると、その人数はどこに行くのかというと、どこにも行きようがないんですよ。それじゃあ御宿に泊めるわけにいかないなど、そうすると、じゃあ勝浦のホテルにしようとか、一宮のホテルにしようとかいうようなことになってしまって、御宿には全く宿泊ができないような状況が生じてくるような状況もあり得るなど、これは大変だなど。

ですから、その辺についても充分、やはりきめ細かく対応していかないと大変であるという思いがしますので、今、町長にお聞きしたわけです。ですから、目の前の観光はこうしてなっているよということもわからないけれども、一般の人たちにしてみれば、全く死んだようだねと、町なかはもう夜7時になればお店は閉まってしまふ、もう暗闇になってしまう、何のにぎわいもない、全くこれでいいんですかというようなことを話されるんです。貝塚議員なんかは、自分で宿泊施設を持ってやっついてどうなんですかと、もう本当に死んでいるんじゃないですかと、文明国家の世界の御宿、言えますか。こんな寂しい暗闇の町が観光立町ですかというような手厳しい言葉も聞かされます。

いや、町長が一生懸命頑張っておりますのでとすることしか、私らは答えられないんです。こうします、ああしますということは、私たちには執行権がありませんから言えない。希望はこうして、こういうふうにしたらどうですかとか提案はできますけれども、それを受け入れて実施するのは執行権をお持ちの町長です。

課長さんたちも我々がこうやって聞くと、こういう考えでいます、こういうことでやっついていきますと言っても、それはやはり思い切った政策ではないと私は思います。ですから、やはり

町長の方針と町長の一声が活性化につながっていくし、それによって、やはり職員も元気に地域社会に貢献する、我々も議員としてそれに対する、やはり誠心誠意をもって協議し、賛成し、反対し、いろいろとやっていくと、そのように私は思うんです。

ちょっと答弁にあれして、ちょっとずれちゃいましたけれども、今その4番目として、3番目ですか、いろいろと通年観光について短期、中期計画というものの方針が町長からは、はっきりと示されませんでしたけれども、現状の観光については今申されたとおり、そういうお客さんが御宿には来ているということは重々承知しました。

それで、これは町長だけの考えでは、決して活性化にはならないと思います。先ほど高橋委員長からも視察報告しましたけれども、まさに民間と行政が一生懸命に手を組みながら考えながら事業をして、そして繁栄をもたらしてきていると。

ですから、御宿は私も30年以上も議員として携わってきて、町長とも一緒に施設視察もされたときもありました。そういう中で、参考にはなるけれども、御宿がそれをまねして一緒になってやっていけるよねということは、やはりそれぞれの地域、環境が違うので、いいところは盗んで、あるいはまねて、そして御宿町に合った付加価値をつけたものを世に提供するということによって、利害を求められると、それが今回の視察もそうだけれども、御宿の農業、これが全国で2番だ3番だという農産物の生産地じゃありません。小規模農業の枠を超えた農業ではありませんので、これらをどうするか、小規模農業をどうするかということが、それに合ったものをやっぱり行政が指導し、あるいはそれを一般企業団体との協力を求めるというようなことは必要だなと。

それと同じで、ぜひ私は観光協会、あるいはそのほか商工会とか、いろいろな漁業組合、農業組合、団体がたくさんあります。そういう人たちと、やはり年に何回か定期的な協議、町の発展のための協議が持たれることが必要だなと。過去にも御宿の産業関係のあれで商工会音頭で会議をやりましたけれども、二度、三度、そして町中ミュージアムというような事業で何年かやって、それぞれの協力を得てやりましたけれども、いつの間にかなくなってしまいました。今残っているのは、お魚まつり、そういうようなものは多少残ってはおりますけれども、方向性としてはそれが全国に広まって、そしてその時期になれば全国から来ると、それにはまだまだ伊勢海老祭りもインパクトが薄いというふうに感じられています。

伊勢海老祭りの歴史をたどれば、もう20年以上たっているんですよ。ですから、そういうような形の中で、ぜひ町長、先ほど言いましたけれども、来年の今ごろは議会も終わり、任期満了に伴って町長選が行われるという状況は来ているわけですから、やはり次も町長は御宿町を

背負っていくんだと、先導をとるんだというのであれば、私は今の御宿の状況を本当に今申し上げた団体の皆さんと、やはり膝を交えて議論を交わして政策を打ち出していくということをしていただかないと、もう御宿からは若者は住めないと、生活がしていけないというような状況で、みんな親が苦勞して大学まで育てて何とかうちへ帰ってきて、後を継いでもらいたいといっても、これじゃあだめだよ、おやじ、おふくろ、俺は東京で就職するよという状況というのが何年も前から、何十年前から出ているんですよ。

まして今は少子化で一人か二人しかいない。その子を育てて、苦勞して育てて、地元に戻ってきてくれない。地元に戻って、自分が修めた学を地元で発揮するんだという、御宿にはその場がないんですよ。やはりそういう場を、町長、つくるべきだと思います。

そのためには、やっぱり町長の思いをはっきりと町民に示してもらわないと、示してもらう場所はこの議会なんです。議会で町長の胸のうちの、自分のやりたいこと、したいことをはっきりと申し上げていただいて、初めて我々も町長の考え、政策、方針について一緒になってついていこうと、一緒になってやっていこうということになるけれども、はっきり申し上げて、私が聞きたいのは、そういう熱い思いを聞かせていただけたらなと思って質問をしているわけでございますので、そういう協議会、あるいは個別的には、担当課あたりは関係団体とは緊密にしているとは思いますが、どうかそういうあれを一堂に集めて、やはり町民の声を聞くと、私は、議員はこうして町長とおしゃべりできます。区長会もそうだと思います。

地域の住民を代表した区の区長さんたちは、町長との会合もあります。農業関係者もありますけれども、ただ区長と我々議員と、あるいは農業委員会と議員とお話するということはなかなかない。代表者は出ていますけれども、実際には一人一人が今の農業の状況とか、あるいは漁業の状況とかというものはない。議会改革で、我々議員は農業関係者、商工関係者、漁業関係者と、あるいは区長さんたちとも協議を持ちました。だけれども、なかなかそれが継続していけないと。一、二回で終わってしまう。我々は聞いて町長に提案するだけしかないんですよ。それは、やはり一緒に、行政もそこに携わって、町長がそこに入って、そして実際の意見を聞いて、そして我々と、町長だけではできない、議員も賛成してもらわなきゃいけない、予算をつけるにはあたってはという部分の中で、同じものを聞いてきた同士であれば、どうしたらいいかという話し合いができる。私は今の御宿町のこの死に体を生きる形にするには、議会と町長は本当に四つに組んで、やはり町長の考えていること、胸の内をはっきりと議員に示されないと、議員もそれに対して応えようがない。

ですから、毎年予算の編成について、私はずっと質問してきているんですけども、今回だ

けはぜひ、私は課長からの差し当たって目新しい予算の関係で事業はないけれども、今までやっている通常のイベントについては、より一層充実した形をやっていきますということしか恐らく答えられないし、そのぐらいしか予算編成、予算要求はできないだろうと思いますけれども、それで予算の中で一番お力を持っている町長さんの考えが一番大事なのでありまして、ですから、こうやって私はこの機会をいただいておりますわけなんですけれども、どうなんでしょうか。そういう今申し上げた各種団体等、年に一、二回集めて協議を持つような、そういう考えはないんでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 活性化のために、そういう機会は今ご提案いただきましたけれども、ぜひ検討していきたいなと思います。

○7番（貝塚嘉軼君） ぜひ検討じゃなくて、本当に危機感を持って来年度予算の中に、多少の事務経費を入れていただいて実施していただきたいなというふうに思います。

次に、先ほども触れましたけれども、ライフセービング大会、ビーチバレーボール大会、ビーチサッカー大会、中央国際高校のスクーリングなどの多くの宿泊を伴うものが今、既に毎年行われています。しかしながら、町内だけの今の宿泊施設では非常に難しい面が出てくるという状況はわかっております。

よって、先ほど申しましたけれども、興業的な臨時的にも宿泊施設をつくって、せっかく御宿の会場でやるわけですから、御宿に泊まらせていただくということはやはり大事であって、よそに泊まって大会に参加するということじゃ非常にもったいないという思いがするので、ぜひ全国大会や、あるいは関東大会、そういうものが来て何千人という宿泊ができるような、そういう施設をやはり持っていることが大事だというふうに思いますので、ぜひそれについてはお考えいただいて宿泊施設が減っていかないように、また充実するにあたっては、やはり多少の支援があるような、そういうものを検討していただいて、持続していけるような形を支援していただければなというふうに思います。

それにはやはり、観光協会、商工会、関係者とも十分な審議をした上で、そういう制度化をつくっていくということも必要じゃないかなというふうに思います。

そして最後に、もう時間がありませんから簡単に聞きますけれども、岩和田住宅の跡地利用について。それと、今まだ数人の方が行き先が決まらず大変苦勞されておるとも思いますけれども、どうなんですか。これは3月までには出ていってもらおうということの方針には、何ら変わりはないんですか。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 町営住宅岩和田団地の廃止に向けた転居等の状況につきましては、現在入居者が4世帯、そのうち他の町営住宅へ転居する予定の世帯が1世帯となっています。未決定世帯3世帯について、町で転居先を探すほか入居者自身で探すことについても推奨しており、その結果1世帯が転居先の目途がついたということです。

残りの2世帯については、町での紹介や自身での転居先探しなどでも条件が折り合わないことなどがあり、いまだ決定しておりません。また、岩和田団地の廃止事業に係る家賃補助金につきましては、現状では交付の実績がありませんが、転居先の目途がついた1世帯が対象となる見込みです。

なお、転居の期限につきましては、令和2年3月までと考えているところでございます。

○7番（貝塚嘉軼君） それでは、その後の建物の解体スケジュールというんですか、跡地利用とか、そういうものは当然考えられるようになるわけですけども、跡地については漁業組合の土地であるということであるから、とにかく建物は解体して一旦お返しするような形をとるんでしょうけれども、その跡地についての利用方法、御宿岩和田地域においては、やはりあれだけの広さを解体した後に放っておくということは、非常にいろんな意味でマイナスを生じるというふうに思うので、これは解体と同時に、やっぱり方針が決まっていて、それで着手して、あそこの地域が野放しになるようなことのないようにしてほしいなというふうに思います。

それについて、町長どうなんでしょうか。解体した後の利用についてはどのように考えていますか。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） まず、その解体までのスケジュールについてですが、以前、産業建設委員会で協議いただいた経緯がありますが、飛砂の問題があるので今後の利用方針が決まってからにしたほうがよいというご意見をいただいております。また、今回、町長と協議しましたところ、団地そのものが飛砂対策となるので、跡地利用が決まってから解体することといたします。しかし、安全上の関係から、個人が増築した部分と倉庫については、令和2年度に解体する予定です。

私からは以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） それではあれですか。その利用目的が決まらなければ、そのまま置いておくということですね。今の状況で置いておくということですね。

○議長（土井茂夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 本体の4棟につきましては、そのまま置いておくということでございます。

○7番（貝塚嘉軼君） いや、夏なんかになったら悪い人たちが入り込んだり、また何かあって火でもつけられたり、何かしちゃったら大変なことだと思うんですけどもね。やはりいつまでも放っておくということは幽霊屋敷を置いておくようなものですよ。岩和田の小学校だってそうでしょう。私は台風の後、見て回ったら、大した被害がなくてよかったと思っていますけれども、あると周りの人は不安で、やっぱり岩和田小学校の跡地についても何とかしてくんなよという周りの人の声もあるんですよ。

それはもう跡地は町と区と利用については、もう話がついているはずだということを私は申し上げているんですけども、区長にお話すると、区からは要望を出してあると、もう3年前から出してあるんだと、だけれども何の返事もないと、町から何の返事もないということをおっしゃっていましたよ。

やはり、それと同じで、組合が俺の土地へまだ建てておいていいよというのであるのか、あるいは壊しちゃったら、砂防の被害も考えなきゃいけないといたら、それはもうとりあえず壊して更地にして、後ろの住宅の人たちにそういった砂防が害を与えないような方法をとってあげれば、私はいいんじゃないかと思うんですけども。放っておくよりも、あれを風よけ、砂よけに建てておくんだということは、これはちょっとおかしいですよ。こんなことしたら大変ですよ。

町長どうなんですか。もう時間がないですけども。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 飛砂対策は周辺の住民の皆さんが、やはりあの建物がなくなったときに、更地になったときの風対策を非常に心配されています。その予算というか、風をとめる予算は二重になります。これは大きいんです。そういう意味で、今おっしゃられました管理については、きちんとやらなくちゃいけないんです。そのように考えていますけれども、やはり今あることによって、大きな風の防御になっていますから、あれを全部壊したときに、例えばそれで1年も2年も3年もおけないと私は思っています。そういう意味では、できるだけ跡地利用については周知を集めて、できるだけ早くできたら結論を出していきたい。

地域活性化の大きな拠点として捉えています。非常に良好なロケーションですから、やはりご指摘のように大事な土地でございますので、いろいろな方々のご意見をいただきながら、過長ですけども跡地利用の検討協議会等をこれから立ち上げまして、できるだけ早い方向で事

業は進めていきたいと、そのように思っています。

○7番（貝塚嘉軼君） 時間になりました。ぜひ、跡地利用については、そういった協議会、あるいは関係者と協議した中で、一日も早く方針を決めていただいて利用価値のある地域にしていきたいなというふうに思います。

時間となりましたので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、7番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ここで、10分間の休憩をとります。

(午前10時56分)

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

---

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 次に、2番、田中とよ子君、登壇の上、質問願います。

(2番 田中とよ子君 登壇)

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は今回の町議会議員一般選挙で、選挙公報に住民一人一人の幸せを考え、御宿に住んでよかった、民意の反映を掲げ、教育施設の有効活用と稼働率向上を目指すよう協議します。そして、行政経験を生かした住民との話し合いに取り組んでいくことを公約としました。そして、この席に立たせていただきました。この公約が少しでも達成できるよう執行部とともに協議を重ねていきたいと願い、一般質問をさせていただきます。

初めに、御宿町にある大半の施設は老朽化が進んでおります。第4次御宿町総合計画の後期基本計画を見ても、約半数以上の施設が老朽化しており、平成29年3月に策定された御宿町公共施設等総合管理計画では、大規模改修や建てかえ等の長期計画が示され、適正管理の取り組みがうたわれていますが、これをかなえるためには、長期的に考えても財政面では非常に厳しい状況であると思われまます。

施設の老朽化対策は非常に重要なことでもあります。先月11月1日に教育民生常任委員会による学校訪問で、小中学校の施設を見てまいりました。その際、御宿小学校の校舎の経年劣化が非常に進行していることを実感し、危惧したところであります。先延ばしできない現状にある

と思います。既に対策の検討はされていると思いますが、早急な対策を講じる時期だと感じました。

施設の改修や大規模修繕の必要性は十分に認識しています。今回の一般質問では、現状の施設が本来の目的に沿った有効活用がされているのか、これからどのように活用していくのか、どういうお考えを持っているのかをお伺いしたいと思います。

初めに、御宿町の施設内にある図書室は、現在何カ所あるのか、また一般住民が利用できる施設、蔵書数、その利用状況はどの程度なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、公共施設の中にある図書室について、利用状況等を含めご説明させていただきます。

まず、図書室につきましては、小中学校の図書室及び公民館の図書室がございます。庁舎の中にも図書室はございますが、そちらはどちらかといいますと職員の業務に使用する図書室ということでございますので、私のほうからは公民館の図書室と小中学校の図書室の蔵書数、また利用率等につきましてご説明させていただきます。

初めに、公民館の図書室についてご説明いたします。

公民館は社会教育法に基づいて設置されました教育文化施設で、大ホールや調理室など9室と図書室があり、地域住民の自主的な活動などに利用することができる施設でございます。公民館の図書室は誰でも自由に利用できることから、人数の多い少ないはあるものの、開館中はほぼ毎日ご利用いただいている状況です。現在の蔵書数は約5,600冊で、平成30年度の貸し出し状況は、県図書館のリクエスト分も含め延べ1,064人、約3,000冊の利用がございました。

次に、御宿小学校の図書室につきましては開放の対象の施設となっておりますので、今回、中学校の図書室についてご説明させていただきます。

御宿中学校は平成17年12月に完成し、今年で14年が経過いたしました。中学校の図書室は、昼休みや放課後を中心に生徒が毎日利用しており、授業や修学旅行などの調べ学習でも利用しています。現在の蔵書数は約1万8,000冊で、学校用図書や中高生向けの小説などが主に置かれています。また、現在4名の図書ボランティアの方が、毎週火曜日の午後、蔵書の整理を行ってくださいますので、その時間帯は一般の方も利用できるようになっております。昨年度は数名の方の利用がございました。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。以前から御宿町には図書館がない、図書館

をつかってほしいという住民の要望が多くありました。このような要望に対し、公民館にある図書室を利用していただくか、県の移動図書館を利用していただくなどの対応をしてきていたと認識しております。今、答弁にありましたように、年間1,064人、3,000冊の貸し出しがあったということもわかりました。

公民館は、地理的には駅に近く町の中心地であり利用しやすいところではありますが、図書室は狭いなどの環境にあります。一方、今、答弁にありました中学校の図書室は、新しく広く明るいことから環境面では最適な室内であると思います。一般住民が直接図書室に入ることができるような構造であったと思います。現在も火曜日の午後には一般の方が入れるような体制になっているということなのでありますが、利用できるというPRなどはされているのかどうか、それを伺いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） ただいま議員がお話ありましたとおり、中学校の図書室は建設当初から住民の方にご利用いただくような設定で建設をされております。先ほどご説明しましたとおり、火曜の午後は開放しております、年に一度ぐらいになってしまっておりますが、お知らせ版等で開放日をお知らせしてございましたが、PR不足もあり、余り利用者がいない状況でございます。

公民館の図書室は、確かに部屋が狭く、余り蔵書数を並べて置くことができませんので、現在、定期的な本の入れかえや分類法による書架の整理を行うなど、使いやすい図書室となるよう工夫改善に努めているところでございます。

また、蔵書数が少ない点、狭い点をカバーすべく、県図書の貸し出し等を実施しているほか、新たに昨年度より、毎週火曜日と水曜日の午前中にレファレンスサービスをスタートいたしました。このレファレンスサービスとは、過去に読んだ本でもう一度読みたいけれどもタイトルを忘れてしまったとか、好きな作家の本を全部読みたいが何冊くらいあるのかなど、本を探すお手伝いをするサービスでございます。昨年度は20件ほどの利用がございました。こうしたレファレンスサービスであったりとか、また、県図書の貸し出しが可能であるといったことのPRを今後、定期的に行うなど、地域住民の方がより多く図書室を利用できるよう周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） わかりました。先日の学校訪問の際に感じたのですが、蔵書数は確かに増えていると思います。1万8,000冊ですか、その中でも蔵書が増えているとはいえ、辞書、百科事典の類が多く棚を占めている、同じものが棚を占めているという状況でもありま

す。まだまだ本は増やすことができるのかなというふうにも感じております。

公民館の図書室もきれいに整備されていると思います。と思いますが、住民の中には1回入って、図書が少ないからここに行ってもだめかなというような先入観を持っている方もいらっしゃいます。近隣の市の図書館を利用している人がいるということも耳にしております。

今後、住民要望に応じて御宿町に新たに図書館を設置するという事は、財政的にもなかなか難しい状況ではありますが、現在ある施設を共有して利用する、生徒と住民が共有できる施設としていくことが必要ではないかと思っております。週に1回開放しているということではありますが、それぞれの施設内の蔵書を今後増やしたり、学校を開放するのであれば、その管理方法を検討していくなどの検討が必要であると思っておりますが、いかがでしょうか。昨年度の決算書を見ても、公民館での図書購入費は3万9,727円、中学校では図書の購入費が40万円ということになります。決して多い金額ではなく、やはり少ない金額だと思います。もうちょっと増額してあげたいなという思いもあります。

今後、今、お話がありましたレファレンスサービスですか、これについても、もっと利用できたらいいな、そのためにも蔵書を増やしてほしい、そのようなことを考えております。これから図書館に準ずる図書室としての整備に予算を投入していくような考えを、これからはお持ちになるのか、蔵書を増やすことで双方の施設において図書の交換をしていくなど、そういった対応ができるかどうか伺いたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず、中学校の図書室でございますが、確かに辞典とか百科事典のようなものが、地域の皆様からの寄附等もございまして、同じようなものが幾つか図書室内に置かれている状況がございます。

現在、小中学校の子どもたちに対して1人1台ずつのiPadの配布を準備している段階でございまして、調べ学習であったりとか、そういった辞典、辞書的なものは、現在いろいろな調べ方の用途が広がっておりまして、正直今、そちらを使う児童生徒が多くなってございます。そうした中で、古いものが確かにスペースを占めてしまっておりますので、再度そのボランティアの方と一緒に蔵書の見直しを図りまして、子どもたちにより多くの本が選べるよう工夫改善をしていきたいと思っております。

40万円の予算でございますが、現在40万円で約百五、六十冊の本を毎年購入することができております。一般的な生徒数の規模からいたしますと、蔵書1万8,000冊というのは、達成率は確か200%近い状況にございますが、中には古いままのものもございまして、再度その辺

を見直しながら、本当に必要な本を展示していきたいと思っております。

公民館につきましても、確かに4万円ということで、年間10冊から15冊しか新しい本は購入できておりませんが、先ほどもお話ししましたとおり、県図書館には雑誌を含め数多くの書籍を持っておりまして、そちらが1人5冊で2週間から3週間貸し出しをすることができますので、そういったものをうまくPRして、利用者の方々の要望に対応できるようにしていきたいと思えます。

また、中学校図書室の一般開放につきましても、現在火曜日一日となっておりますが、そちらがなかなかちょっと、生徒数の減少に伴いまして、先生方の人数が毎年削減されておまして、図書室のほうに常駐する先生というのが実は配置ができません。司書の配置もございません。ですので、そういったボランティアの方に現在頼らざるを得ない状況になっておりますので、現時点では一応、週に1回の開放ということで、今後につきましても、そういったボランティアの方々の数とか、広くお知らせ版等を使って募集をさせていただきまして、その中で可能であれば検討してまいりたいと思っております。

**○2番（田中とよ子君）** 最近のニュースでは、子どもたちの読解力が下がっている、また、長文を読んで考える習慣が少なくなっている、活字離れが進んで本を読まない傾向にあるとも言われています。子どもから高齢者まで町民が使いやすい図書室になるよう、読書に興味を持てる環境づくりにしていただければと思っております。

次に、調理室について伺います。図書室と同じように調理室にある施設が現在何カ所あるのか。それぞれの施設での利用状況がどの程度なのかを伺いたしたいと思います。

**○議長（土井茂夫君）** 金井教育課長。

**○教育課長（金井亜紀子君）** それでは、調理室の状況についてご説明させていただきます。私のほうからは、公民館と中学校の調理室の利用状況等についてご説明いたします。

初めに、公民館の調理室ですが、公民館の調理室は利用区分が午前、午後、夜間の3つに分かれておりまして、そのいずれかの区分で利用があった日を1日とカウントいたしますと、平成30年度の利用状況は、利用可能日288日のうち38日、延べ460人の利用がありました。稼働率は13.2%です。

自主グループ団体の御宿町料理愛好会が定期的に利用するほか、放課後子ども教室や菜園教室、文化体験プログラムなどの公民館事業や社会福祉協議会、観光協会、地域おこし協力隊などが主に利用しています。

中学校の調理室は、家庭科の授業で学期ごとに各クラス2回程度利用しているほか、2年生

の清里キャンプの飯ごう炊さん訓練や、部活動の保護者がゴールデンウィークや冬休み、春休みなどに利用している状況です。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 保健福祉課が所管している調理室の状況ですが、保健センターの調理室ということで、そちらの利用状況について説明させていただきます。

保健センターは、町民の健康づくりのための保健衛生事業推進の拠点として設置されている施設となっています。施設の全体の主な利用状況といたしましては、健康診査やがん検診、特定保健指導、各種教室、幼児の健診など健康づくりのための事業のほか、介護予防を目的とした教室などに利用しております。

調理室の利用状況ですが、町民の健康づくりを目的とした町や関連団体の事業を中心に活用しており、原則として一般への貸し出しはしておりません。主な利用内容は町主催の栄養教室や、子ども園の園児を対象とした食育講習会、介護予防教室「すこやか」における調理実習、社会福祉協議会主催の男の料理教室や日赤奉仕団の研修会、また町との協働で住民の健康づくりに取り組んでいるボランティアの食生活改善推進委員が活動の拠点としています。年間の使用日数といたしましては、おおむね60日間程度使用しているところでございます。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 公民館、中学校、保健センター、それぞれ目的に沿った利用のために調理室が設置され備品類が整備されていると思われま。しかしながら、今、答弁された内容を見ても中学校については非常に少ない、授業以外では使われない。また、公民館にしても13.2%という非常に低い利用率になっています。

この利用頻度が少ない施設では、やはり一応の調理器具や備品が備えられていると思うんですが、使わないことによって劣化していく、そういったものがあるのではないかと思います。使いたいときに使えなくなってしまうような備品、そういったものがあるのかどうか。当然、必要であれば予算要望で上がってくるとは思いますが、使わないままで劣化していくというのは非常に残念なことだと思います。

できるだけ使いこなしていけるような対応ができる、そのような対策ができないか、建物の老朽化による改修についての検討も必要なんですけれども、せっかくつくった施設が利用できない状況ではなく、利用できるような体制を考えるべきではないかというふうに思います。

図書室と同様に提案させていただきたいのは、百数十人の生徒が授業で使用している中学校

の調理室や公民館、保健センターについては目的以外では貸し出しを現在していないということですが、柔軟性を持ってこれから使用することができるような対応を検討していくことができないかなということを提案させていただきたいと思い、一般質問した次第です。

学校施設が一般開放することができないか、図書室、調理室以外でもそういった施設がないかどうか。調理室は生徒が授業以外でも利用する対応、一般住民にも貸し出して利用してもらい、そういったことが多くなれば、世代間交流も生まれて地域づくりに役立っていくのかなというふうにも思います。それによって施設利用価値が高まるのではないかと思います。

先日もちょっとお伺いしたのですが、学習指導要領の改正があり、これからは地域とともに歩む学校づくり、地域の力を生かした活動の推進などに今後も役立つのではないかと思います、提案させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 初めに、調理室等の器具や備品が使用することなく劣化して使えないことはないのかということのご質問につきましては、公民館調理室の備品等につきましては、確かに年数が経過しており非常に古くなってしまったものもございますが、基本的な調理道具と食器類はそろってございます。

また、中学校調理室についても学習指導要領に基づき購入をしておりますので、公民館と比べますと種類は少ないですが、学習に必要な道具はそろってございます。包丁やまな板など使用頻度が高いものなどは、劣化して使えないことがないように状態を見ながら買いかえるようにしてございます。

また、中学校や保健センターの調理室を住民に開放することはできないか、また、現在ある学校施設、公共施設等を地域に開放して住民の方等が利用して利用率を上げたらどうかというご提案だと思いますが、現在、小中学校学校施設につきましては、グラウンドと体育館につきましては、一定の条件のもと地域の方に開放をしている状況にございます。また、先ほどご説明しましたとおり、図書室につきましては、当初、開放する目的で建設をしてございますので、日数は少しですが、開放という形をとらせていただいております。

しかしながら、小中学校校舎、特別教室、調理室等を初め、地域開放を前提に建設された施設ではなく、鍵等の開閉の警備システムが職員室の中に現在ございます。そのため教員がいない時間帯に施設を貸し出すのは、現在の状況では難しいのかなと考えております。

また、子どもたちが校舎の中にいるときに、交流を含めて地域の人に貸し出しをというご提案でございますが、現在、校舎の中が子どもたちの活用する通常教室と、そういった特別教室

の動線が区切りができておりませんで、やはり現時点の状況でございますと、子どもたちが中にいるときに外部の方が入ってくるということは、非常に危機管理の面で懸念されるところでございます。ですので、地域開放するにあたっては、そうした施設の設備の問題等、安全面について検討が必要になってくるのかなと考えております。

実際、世代間交流という点におきましては、老人クラブの方や老人ホームの入居者との交流をしたり、小学校のほうに地域の方が来ていただいて、例えば御宿の寒天づくりの体験であったりとか、房州御宿音頭を子どもたちに教えていただいて、運動会で披露するといったような世代間交流は現在も行っておりますので、そうした機会を今後も継続しまして、地域との交流は続けていながら、施設の有効活用につきましては、現状の建物と安全管理の面を十分に調査検討をいたしまして、ほかの自治体の状況等も踏まえ、研究していきたいと考えております。

**○2番（田中とよ子君）** 施設を建設するときは、どうしても現場の話を聞いて、どうしてもこういった施設が必要なんだという意向が取り入れられて、いろいろな要望に沿った施設がつくられてきました。そのままそれを稼働されていない場所があるのであれば、見直しをして有効活用できるようなことを考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

確かに学校施設の管理は、住民に開放すること自体容易ではないと思います。ただ、利用できる施設がありながら有効に活用されていない状況は非常に残念だと思いますし、今お話がありました危機管理や安全面に関して、今後、学校に管理に関する負担がかからない体制を考え、また、施設の有効利用を考えるべきだと思います。その点については、すぐに対応できることではないと思いますが、今後の検討課題としていただけたら幸いです。

今、学校関係の施設についてのみお伺いしたんですが、町にはいろいろな施設があります。いろいろな規制等があつて、なかなか貸し出しできない、そういったこともあると思いますが、今後そういった規制の見直しの検討が必要と考えます。そういうことについて、これから町長を初め執行部と一緒に考えていただけたら幸いです。

次の質問をさせていただきます。

職員は、よりよい町づくりのために職務に対する努力は惜しんでいません。日々の業務や法改正や、また、住民の要望に対応するなど非常に厳しい日々を送っていることに感謝するものです。そのような状況で職務に取り組んでいることについては、住民も十分に理解しているものと思っています。

そこで町長にお聞きします。町長の考えや思いは職員に徹底され、理解されているのでしょうか。どのような方法で町長から職員へ、その考えや思いを伝えているのでしょうか。その結

果について、町長は検証されていますか。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私と職員との接点といいますか、課長会議、あるいは月に1回の職員会議を基本的に行っているんですが、私の考えているところ等を述べさせていただいております。

細かいチェックはいたしておりませんが、日常の会話の中で、ああ、わかってくれているのかなという点については、日ごろ思っているところがございます。しかしながら、まだまだ浸透不十分という面があると思いますので、ご指摘いただきまして、私自身もいろんな面で努力をしていかなくはないと考えております。

○2番（田中とよ子君） 職員研修についてお伺いします。

以前から、接遇研修、初任者研修、中級、上級研修などは行われてきていたと思います。現在も定期的に行われていると思われませんが、その研修の成果や評価等はどうのような形で生かされているのかを伺います。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、職員の研修についてお答え申し上げます。

職員の研修につきましては、毎年、職員研修派遣計画を立て、この計画に基づきまして各種研修を実施しておりますところがございます。その内容につきましては、専門的な能力の習得を目的とするもの、また、公務員としての基本的なスキルを身につけるもの等で行っております。

ご質問にありました接遇教育研修、初任者研修、中級者研修などにつきましては、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が行っております合同研修に派遣をするような形で受講をしております。それぞれ4日間程度の日程で実施をされておるものでございます。

この中で、接遇に関する研修につきましては、新任研修の中で社会人としての心構えという項目の中で1日、それから初級研修の中では接遇研修応用編というような項目で1日の日程で実施をされておるものでございます。そのほかに、中級研修では政策形成能力の養成、また、監督者研修においては、職務遂行にあたって期待される視野、管理能力等を養成するものとして、研修として派遣をしておるものでございます。このほかに、日本電信電話ユーザ協会において、ビジネスマナー研修やクレーム電話対応研修などを行っており、若手の職員を中心に派遣をしておるものでございます。

この研修の内容につきまして、成果については出張報告書等により、その内容また私見等について、町長までの復命というような形で報告をされております。日常業務の中での成果につ

いて、またフォローについては、各課において実践による確認またサポートがされることと考えております。

○2番（田中とよ子君） 成果、評価については、課長のほうから町長のほうに報告されているということですが、その報告に対し、職員の士気を高める方策というのが、町長も考えられるところがあると思うんですけれども、その士気を高めるための方策ということは、やはり総務課長のほうに指示をしてということでしょうか。お願いします。

○議長（土井茂夫君） どちらに。

○2番（田中とよ子君） 町長、お願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 職員の士気を高めるということでございますが、やはりひとつひとつの仕事の中において、いろいろなことをやっていただいているわけでございますが、私としては、こういうことをやっていただいて、これはよかったねとか、あるいはこの辺はちょっと少し考え直したほうがいいんじゃないとか、いろんなことを言うときもありますけれども、やはり私は基本的には、私がほかの方から言われるのも同じようなことでございますが、やはりできるだけ褒めてあげたいなと思っております。

そういうことで、いろいろと欠点といいますか、そういうものもあるけれども、できるだけ前向きに職員に接していきたいと思っております。

○2番（田中とよ子君） 役場は、私も長年勤務してきました。今、住民の方々からいただくいろいろな職員に対する苦情等が、やはり退職者である私自身にも言われることが多々あります。やはり言われれば、自分に言われているんだと、今までの経験をきちっと対応してこなかったのかというような気分にもなることがあります。

以前、一緒に勤務した仲間の前で、いろいろ言いづらいこと、聞きづらいことを、これから申し上げさせていただきます。このように思っている人々が、住民の中の人々がいるということを知ってほしいということで、ここであえてストレートに住民の意見として言わせていただきます。

まず、職員に覇気が感じられない。明るさがない。表情が大変暗い。こちらから挨拶をしても返事が返ってこなかったり、なかなか挨拶もされない。目を合わせることに余りないんだと。普通、挨拶するときには目を合わせるでしょう。話しかけづらい、また窓口でまごまごしていても声をかけられたことがないんだよ。話をしても小さな声で聞き取りづらい。だから活気が見られない明るい職場じゃないんじゃないのというような、そういったことを言われます。

これは職員全員がそうであるということじゃありません。

町長、そういうことを耳にされたことはありますか。住民から、そのようなことを言われたことはあるでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常にクリアに言われたことは、余り印象に残っていないんですけども、しかしながら、日々のこの仕事の中で各階、廊下などを歩いておられますと、住民の皆さんはお客さんで見えておられますから、その辺は今ご指摘のあった、例えば窓口の前にお客さんが来ても、本来ならすっと立って当然対応すべきことですが、ワンテンポ遅かったり、そういうこともありますので、できるだけそういうことのないように、そしてやっぱりご指摘のように、明るさということが非常に重要なこと。挨拶の励行ということを言われていますけれども、やはり人と人が初めて会ったとき、朝から始まりますけれども、挨拶は非常に重要だという私も考えでおられますので、課長会議を初め、職員の皆様にぜひ、私のほうもお願いしているところですが、なかなか結果に100%結びついていない部分もありますけれども、これは継続的にしっかりと行っていきたいと思います。

○2番（田中とよ子君） お願いします。

これは私の要望です。町長は、お忙しい職務で大変な毎日だとお察しします。役場の雰囲気、また職員の表情などを気にかけて、職員と積極的に接し話し合いに努めていただければと思います。また、ふだんから庁舎内、町長を初め職員同士が明るく挨拶や会話をして職場の環境づくりができてくれば、住民や外来者の印象も変わってくるのではないかと思います。

町長を初め職員が一体となって明るい職場づくりを心がけていくことは大切なことであり、それによって事務効率も上がってくるのではないかと思います。町づくりには最も重要なことだと思っています。環境づくり、一長一短ではできません。ぜひ明るい職場の環境づくりに努めていただけるようお願いいたします。人材の育成にも当然なってくると思います。よろしくお願いします。

次に、日々いろいろな事件が起きています。先日、岐阜県の中学生がいじめによって一命を落とすというような大変な事件が報道されてきました。生徒によるいじめに対し、クラスメイトや保護者からの訴えがあったにもかかわらず、教員の適切な対応がされずに、教頭や校長にもその報告がされていなかったこと、そういったことが事件を大きくしたようです。これも同じように職場が話しやすい、報告しやすい環境が整っていれば、少しは食い止められることができたのかなというふうに思い、残念な思いをしたところです。

そこで、苦情等の処理について伺います。職員からの苦情等の内容は上司に的確に報告されているでしょうか。また、その内容等について中断されている案件はありませんか。住民に途中経過の報告はされているでしょうか。また、ほかの課との協議、共通の問題認識が必要あるのかどうかの判断を誰が行っているのか、これらについて伺いたと思います。お願いします。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、苦情対応についてということで回答させていただきます。

苦情処理に関する上司への報告判断については、苦情を受けた職員が直属の上司に報告をし、また内容により担当課長の判断により、総務課または町長へ報告し対応をすることとしております。

窓口におきまして、担当職員が対応に困った場合につきましては、上席職員が対応しますが、他の課にも関連をする場合につきましては、関係課が一緒に対応することもございます。その場で解決できない場合につきましては、一旦お預かりをさせていただいて、各課で上司と相談をしながら対応をし、また他の課との協議が必要となった場合につきましては、課長の判断により複数の課と協議し、問題や認識を共有することとなります。また、事象によっては、回答内容や処理方法について決裁が必要な場合には、町長への報告を踏まえ速やかに対応することとしておるところでございます。

ただいまのご質問の中で、窓口対応での上司のフォローですとか、当たり前の対応がとれていなかったことがうかがえます。各課管理職が中心となりまして、職場全体で問題を共有ししっかりとした対応が図れるよう、担当職員の業務に対する確かな専門知識の習得のための指導教育、また窓口での直接のフォローなど、再度徹底するように努めてまいりたいと考えております。

苦情につきましては、業務改善のポイントであり、その視点は、真意を酌み取り、相手に寄り添い、相手の立場に立った対応をすることであるというふうに考えております。また、共通する情報につきましては、各課で共有し、それにより未然に防ぐ取り組みができるように努めてまいりたいと考えております。また、担当部署が異なる際などにつきましては、各課で連携を図り速やかに確認の上、要件を正確に伝達できるよう再度徹底を図っていきたいと考えております。

苦情につきましては、1件でも全体のイメージにつながるものと認識をしておりますし、また問題の発覚がおくれれば、事態も状況が悪化したり拡大するということもあるかと思っております。

苦情をいただいた内容、また要因については個々にそれぞれであり、外部、内部もさまざまかと思えます。真に求め望まれていることを的確に把握し、担当者、上席者、管理職が情報共有を改めて心がけ、未然に防ぐよう再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、これについては、広報広聴事案処理要領があります。こうしたものも正確に報告がなされたり、改善して回答の内容について共有が図れるように、この制度の徹底活用も再度行ってまいりたいと考えております。

○2番（田中とよ子君） 苦情の種類もいろいろありますけれども、住民はその場で理解できないことに不安を覚えています。一般の方々は頻繁に役場に出向くことはないです。たまたま役場に用事があり来庁したときの、たった一度の職員の対応で役場に対するイメージを大きく変えてしまうようなこともあります。

職員が町の業務を理解していないために、窓口でたらい回しをさせられるという苦情もあります。住民は役場の課ごと、どこの課で何をしているということが理解できていない部分もあります。職員に聞けば、ある程度はわかるだろうというような、そういった意識もありますので、最低限のことは職員として、知識として持っていていただけたらと思います。そういう指導もしていただけたらありがたいです。

ほかの市町村では、たらい回しをしないで、その場に担当課の職員が出向いて対応しているところがあるということも聞いています。御宿町では職員数が非常に少ない中で、手いっぱい業務の中で、自分の職務以外の対応はなかなか大変なことだとは思いますが。ほかの市町村のまねをして、職員が移動をして対応してほしいとは言いません。せめて次の課の担当職員につなぎをつけるような心配りができる職員の育成に努めていただきたいと思います。

聞きづらい話ばかりしてしまいました。その中でも、住民からは職員に親切にいただいた、わかりやすく説明していただいたなどのお褒めの言葉も多くいただいております。既にやっているとは思いますが、先ほど町長の話にもありましたけれども、褒めるところは褒める、そういった能力ややる気を伸ばすような対応をこれからしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、執行部の皆さん方とは10年ほど前まで同じ職員同士として勤務していた時代がありました。今話を聞いて、あなたもその当時やっていたでしょうというふうに思われたかもしれませんが、これからはもっともっと住民と行政が一体化して、よりよい町づくりにつなげていただきたい、一緒に考えていきたいという思いから質問をさせていただきました。そういうふうに受けとめていただければ幸いです。

一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時52分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時31分）

---

◇ 堀川賢治君

○議長（土井茂夫君） 次に、10番、堀川賢治君、ご登壇の上、質問願います。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。議長の許可をいただきましたので一般質問に入らせていただきます。

私の質問はこれで3回目、同じことを質問しております。地方創生とCCRCについて質問をさせていただきたい。これにこだわっておりますのは、今から4年前、平成27年、私が初めて議会に議員となる候補として挑戦をいたしました。そのときに、ちょうど地方創生が始まったときでございます。また、CCRCも同じように地方創生の中の一環としてスタートしております。

その後、私は地方創生を実行しなければ地方自治体は衰退の一途をたどるということで議員に立候補したわけでございます。その後、4年間経過をしましたが、なかなか難しい。いろいろな情報、専門家の先生方のご意見やら国会議員の方の考え方、いろいろ地方創生についてあるんですが、一般論としては非常に難しいと。これに取り組むのはなかなか難しいというのが実態でございます。

ところが、地方自治体の中では、この地方創生に成功している自治体もあります。失敗をしている自治体もあります。ある先生の、ある専門家の本を読みますと、4割成功していれば成功しているほうじゃないかと、こういうふうなことを言っておられる専門家の方もいられる、それぐらい難しい問題だと。それだけに本気で取り組まないと町は活性化しないと。右肩上がりとまではいきませんが、少なくとも衰退をしないような体制づくりをしていくことができないかというのが、地方創生が、国が年間に1,000億円から2,000億円の予算を組んで、それぞれの自治体が自主的に主体的に、主体性を持って計画をし実行すべきだと、こういうのが

国が1,000億円、2,000億円の交付金を準備して地方創生を打ち出した理由だということでございます。

ところが、第1期のこの地方創生は平成27年にスタートしまして、平成31年、令和元年ですけども、今年で済みです。あと3カ月。じゃあ御宿町はどうだったのかということで、ちょっと二、三触れていきたいと思います。

たしかに、御宿町としては、平成28年度に海岸利活計画を国に申請をしました。それに対して国は承認をしましたが、計画そのものが、その時点ではいろいろ事情があったにせよ議会で否決をされました。町の活性化は、そのことによって、これは私の判断ですからそれは違うよという方もいらっしゃるかも知れませんが、2歩、3歩も活性化がおくれたんではないかと。じゃあ、その後どうだったんだと。骨太の計画は、それから地方創生、町の活性化、人口減少問題、これについては骨太の計画はなされておられません。

もう一点、CCRCについて触れますと、御宿町CCRC構想というのは平成29年3月に計画をされました。その計画の内容については、私はすばらしいものができたというふうに理解をしております。成果物も立派なものができました。これも国へ申請をしました。承認をされました。

ところが、このCCRCのメインコンセプトである高齢者の医療、看護、介護等々については、ほとんどまだ手がついていません。ほかにもまだCCRCの言わんとするものはあります。それについてはそれなりに手を打っておりますが、メインコンセプトについてはほとんど手を打っていないということは、地方創生本体の問題もそうですし、CCRCもそうですが、骨太のものに手を携えれば、恐らく成果が出るのは5年先だろうと思います。1年や2年では出ません。

そういうことで、御宿としては、これに対して海岸利活計画、あるいはCCRC等の計画は立ちましたが、成果としてはいまだ一つと。そこで、じゃあ何もしなかったのかと、町としては。この件について二、三拾い読みしますが、平成30年度の一般会計決算概要があります。議員の皆様方は見ておられるし、行政の方は当然ご存知ですが、この中の二、三拾い読みしますが、これは一般会計決算の概要です。

人口減少及び少子高齢化、公共施設の老朽化などの課題に取り組み、各行政分野において住民の声に耳を傾け、地方の創生と住民満足度の向上に資する施策を展開し、住民福祉の増進を図りました。これは決算です、30年度。

もう一点、人口減少、少子高齢化対策としては、地方創生推進交付金を活用し、移住・交流

促進事業や多世代交流の仕組みづくり、事業等の実施、高等学校等通学費助成金制度の新設、出産児童祝い金の制度改正を行いました。

次に、将来にわたり活力ある町を推進するため、団体等が自主的かつ主体的に行うモデル的な発展性のある事業に対し支援する町づくり、ファーストステップ支援制度を導入しましたと。

ということで、町としても、じゃあどれぐらいのお金を使ったのかということなんですが、ここに地方創生交付金事業費というのが5項目あります。これを全部合計しますと1,500万円前後ですね。行政ベースでは、こういう手を打っているということなんです。これでいいのかどうかというのは別問題ですが、行政ベースではこれだけの手を打っていると。

もう一つ、この概要の中の問題点というか指摘されている面を申し上げますが、主な財政指導等については、財政力指標が0.43、また経常収支率が93.3%、これが町の財政の力をあらわしている指数でございます。たまたまというとおかしいんですが、31年2月23日、千葉日報が同じもので、地方自治体の財政力ということで出しております。そこに同じ数字が出ております。御宿町財政力は0.43、じゃあ千葉県の平均は幾らだと。0.72、これは1に近いほどいいんですね、あるいは1を超えれば、それはいいわけですが、そういうことで、今これを見ますと、財政力は御宿町だけが悪いのかということではないんですね。隣の大多喜も同じ0.43です。財政力。それから、いすみ市0.45、勝浦が0.47です。だからワースト5なんですね。というのは、千葉県の57市町村の中の下から5番目というのが御宿町の財政力です。

もう一つ、ここにあります。全国平均が0.72、千葉県の中で一番いいのはどこだといいますと、財政の豊かなのは浦安です。浦安は1.52ですね。1以上は地方交付税はほとんど交付されませんから、自力でやっているということなんです。これが今の御宿町の財政力。

それで、もう一つだけコメントを千葉日報が出しておりますので皆さん方にご披露していきたいと思うんですが、人口流出、過疎化が進展している地域は、財政面で非常に厳しい状況ですと。地方公共団体の財政の健全性は、経常収支比率や公債費負担比率という指標で示されていますと。こういうことのコメントを千葉日報が出しております。

ただ、じゃあ御宿町の、30年度の決算から見ますと、健全化判断比率は危ないのかと。4項目か5項目ありますけれども、ほとんどがセーフティゾーンに入っているんですね。健全化比率から見たら、セーフティゾーンに入っているからあんまり心配しなさんなよと。ただ、経常収支比率が93となりますと、恐らく財政課長が一番びくびくされるんじゃないかと。ほとんど予備金がないんですね。余裕の金がない、ほとんど経常費に使ってしまって手持ちがほとんどないというのが実態だというふうに思います。

じゃあどういふふうな結論を出しているかといいますと、今後も町税や地方交付税など一般財源の大幅な伸びが期待できない中、社会保障関係の経費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応が必要となるなど、厳しい状況が続くと見込まれます。このため、事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積み立てなど取り組みを進め、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めます。こういう自己評価をされております。これが31年度、32年度はまだ決算が出ておりませんのであれですが、31年度の決算状況の、いわゆる地方創生、C C R C等を含めてこういう状況であるということをご提示しまして、じゃあ御宿町、今後、第2期の地方創生が令和2年、この後3カ月後にスタートします。4月から国はそういうような、もう打ち出しをしております。

そこで、これからどう取り組むかという問題ですが、第1期はどちらかというと行政ベースではそれなりに取り組んできておりますが、政治的にどうだったのかと。取り組みはどうだったのかという点に、我々はこれからは第2期の、国が打ち出します、令和2年からスタートします第2期の地方創生についてどう取り組んでいくのかと。国が今度のその第2期に出します一番の、ここだけはしっかりやってほしいというのが人口減少問題なんです。地方自治体の、特に人口減少問題を取り上げたい。この人口減少問題をどう打つかと、これにはいろいろやり方はあると思うんですが、この人口減少問題というのが地域の活性化事業対策などを打たなきゃ人口減少の問題は解決しません。

二、三申し上げますが、これから第2期の地方創生総合戦略に取り組むのであれば、既存概念や現状維持の考えからの脱皮が必要だと、これが第1点。既存概念や現在こうだからじゃないんだよというんじゃないでしょうと言っているわけですね。既存概念や現状維持の考えからの脱却が必要だと。1点。

第2点は、この地方創生の成果が出るのは、1年や2年では出ませんよと。5年から10年かかりますよと。地方自治体におります政治家の皆さんいかがでございますかということをお願いしているような気がします。1年や2年の成果を考えて物事をやったら、地方創生は前には進みませんと言っています。

なぜかという、事業をやる、地方創生、町の活性化等々の事業を立ち上げてから、2年や3年は諸団体やその諸団体に関係する人たちとの調整に時間がかかるでしょうと、ということを行っています。この諸団体とは何ぞやというのは、先ほどどなたかが言っておりましたが、農協であり漁業であり、商工会であり観光協会、それに関係する事業家の皆さん、あるいはそこに従事する職員の皆さん、職員というか従業員の皆さん、あるいは場合によっては一般町民

も関係するわけですから、こういう人たちの調整に時間がかかるだろうと。それが二、三年はかかりますよと。だから、結果が出るのは5年先ですと。早くて5年、そういうことをこの第2期の地方創生にあたってコメントをしております。

もう一点は、先ほども私はわざわざ30年度の一般会計概論を拾い読みしましたけれども、もう一点は、地方の人口減少問題というのは、自治体の財政面で非常に厳しい状況にありますと。そこに住む住民は満足する福祉サービス、行政サービスは受けられなくなるのではないんですかということも打ち出しております。ですから、私は人口減少問題というのは、町の活性化の問題と、それからそれによる町の財政の衰退といいますか、財政の右肩下がりによって受けるべき住民の満足する福祉、行政サービスが受けられない、危険になりますよということも第2期の地方創生にあたって打ち出しておりますので、ここもぜひ我々は考えて第2期地方創生、あるいはC C R Cについて取り組んでいかなければならないんじゃないのかなと。

御宿町の第2期地方創生は、お互いに積極的にといいますか、先ほど申し上げました、町全体を挙げてというか、組織を挙げて取り組むべき課題ではないのかと。諸団体を巻き込んでという言葉は悪いんですが、調整をしながら、あるいはそこに従事する事業家の皆さん方と連携をとりながら、そして、そこに関係する住民等々が一緒になって、そういう意味で組織的ということで挙げて、この地方創生というのは取り組むべき課題ではないのかなと。

じゃあ具体的にどうするんだという話ですが、これは個人的な私の意見として、我々の一般質問というのは監査機能と政策提案機能と2つ持っているわけですから、私はこれを提案のほうで、これから一に申し上げておきたいと思うんですが、まず予算や交付金を前提とした行政レベルでなく政治の仕事としてどういう戦略を持つのか、どういう戦術を持つのか、具体的にどういう詮議を持つのか、この3つの仕組みづくり、そして諸団体や住民と一体となった事業として取り組むべきではないのかなと。

もう一つ、これは地方創生の一番最初の担当大臣になられた石破大臣が、地方創生をこういうふうに言っております。地方創生というのが成功するにはトップダウンじゃないですよ。ボトムアップエコノミーですよ。そういうような環境に、私は地方創生というのは持っていかなければ成功しないのではないかと。もう一つ、今のボトムアップエコノミーと同じようなことなんです、一般的に、行政というのは国もそうですけれども、行政主導、民間参加、これがスタンダードな今までの既存のやり方です。しかし、今度の地方創生は逆ですよ。民間主導、行政参加だと。民間主導、行政参加に持っていくのが戦略ではないですかと。そういう戦略を立てるべきだというのが今回の第2期地方創生の方向性です。

そういうことで、私は先ほども申し上げましたが、行政レベルでは先ほど決算で出ました、あれがもう精いっぱいですよ。だって行政がやるといったら予算の範囲内しかできないわけですから。一生懸命交付金ももらってきて、自主財源を入れて今やっているのが現状ですから、これ以上行政レベルで地方創生をやれといったってできやしない。

ですから、先ほど申し上げましたように諸団体、あるいはそれに従事している事業家、そういう人たちの調整、調整機能というのは町長がお持ちですから。代表権、執行権と同様に調整機能をお持ちですから、これをいかに発揮していただきたいということを提案しておきたいと思います。

2点に絞って私は町長にお答えいただきたい。地方創生全般と人口減少問題、これを解決するというのには、若者をどういうふうに誘致するのか、誘致の仕方ですね。若者をどういうふうに誘致するのか。基幹産業で若者を引っ張ってこることができなければ、IT、ICT関係の情報系の技術を持った若い人を引っ張ってきて、引っ張ってきてという言葉は悪いんですが、移住してきて、そこで私は若者の活性化というか町の活性化に貢献するのではないかなど。

今は基幹産業では、先ほど貝塚議員もおっしゃっていましたが、なかなか撤退はするけれども、増やすということはないですから、どんどん若者がいなくなっちゃうということですから、それも手を打っていかなきゃならないんですが、東京には情報技術を持った人間がごろごろいます。東京で仕事をしなくても御宿で仕事はできるんですよ、こういう人たちは技術を持っていますから。これをどういうふうに移住、導入するか、これが1点あります。これは町政全般で考えていただければ結構であります。

それからもう一つは、CCRCです。今、御宿にも相当リタイア組が来ております。私は御宿台に住んでおりますから、今御宿台だけで1,400人ですよ。1,400人の住民がいらっしゃるんです。この人たちはほとんどリタイア組です。8割はリタイア組だと思います。この人たちが、じゃあ67歳で来て、今80近くなってきた。75を超えて本当の後期高齢者になってきた。じゃあこの人たちがここへ住み続けることができるかどうか、これは2つあります。1つは、経済的には何とかなるんです。問題は、医療、介護、看護なんです。もう一つは、いわゆる移手段です。この2つが解決できなければ住めないんです。こういう、今ターニングポイントに来ている。これが私は御宿台だけの、御宿台に住んでいますから、御宿台内がよく見えるから言うんですが、これは恐らくほかの国もそういう方がたくさんいらっしゃると思うんです。

ですから、このCCRCの問題は、住みなれた地域でケアが満足に受けられる町、ここを期待しているのが高齢者なんです。この2つの問題は第2期地方創生、御宿町総合戦略で、ぜひ

町長に旗を上げていただきたい。我々も、この12名の私は代表じゃありませんから生意気なこととは言えませんが、我々も政治をやっているわけですから、町長のそういう政治的な指導に対して全面的な支援をしていきたいと思っておりますので、ぜひ今申し上げた提言を受けていただいて、これは2つに分けても結構ですし、まとめても、一問一答はやりません。町長のご見解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま堀川議員さんから、大きく分けますと2つありまして、地方創生事業とCCRCに関してでございますが、かなり関連したり、あるいは重複しておりますので、それでは少し長くなりますが、まとめてお答えさせていただきたいと思います。

1つ目でございますが、地方創生事業について、第1期目については、今ご発言もございましたように平成27年度から31年度、令和元年度、今年度までの5年間でございました。今、30年度決算概要の中で実践してきたことを幾つか事例的に上げていただきましたが、私も経緯をたどって、幾分かのご説明をさせていただきたいと思います。

第1期創生事業で実現できたこと、できなかったことを踏まえた上で、第2期地方創生事業に町としてどう取り組むのかというご質問でございます。第1期地方創生事業について、5つの柱を立てて進めてまいりました。地域産業の創生と雇用の拡大、2つ目として移住促進と交流人口の増加、3つ目として安心して子育てできる町づくり、4つ目として高齢者が安心して住み続けられる環境づくり、5つ目として好循環を支える町づくりであります。

1つ目としての地域産業の創生と雇用の拡大につきまして、中心的事業といたしまして先ほどご発言いただきましたが、提案いたしました海岸利活用事業について、残念にも進めることができませんでした。また、近隣市町との連携事業につきましては、おんじゅくまちかどつるし雛めぐり事業について、勝浦市のビッグひな祭りとの共同開催によって、各団体あるいは町民の皆様のご協力をいただいた中で事業の拡大、来場客の大幅な増を達成することができました。

農業、水産業の持続と6次産業化につきましては、つくり育てる漁業として漁礁の整備事業を進め、農業面においては有害鳥獣対策事業の拡充を図ってまいりました。6次産業化につきましては顕著な進捗を見ておりません。

2つ目の移住促進と交流人口の増加についてですが、定住化促進ツアーについて平成27年度以降は3回実施いたしました54名が参加し、ツアーによる定住はまだ結果に結びついておりま

せん。また、お試し暮らしの利用促進につきまして、お試し暮らしについては平成27年度以後、30名が施行していただきました。うち7名の皆さんが移住、定住をしていただいたということが確認をされております。

また、姉妹都市協定に基づいた国際交流事業につきましては、平成29年に町議会議長ともども4名で2013年に協定を結びましたテカマチャルコ市を訪問いたしまして、また翌月の10月にはロペス・サトゥルニーロ・テカマチャルコ市長のご来町を仰ぎまして、ともに友好を深めることができました。また、同年3月には、アカプルコ市より市民団が17名来町されまして歓迎し、友好を深めたところでございます。また、カルロス・アルマダ駐日メキシコ大使、ゴンサロ・デ・ベニート・スペイン大使、山田彰在墨日本大使など何度かご来町いただきまして親睦を深めたところでございます。

また、次世代につなぐ国際交流事業といたしまして、平成26年より30年まで5カ年にわたり日本・メキシコ学生交流プログラム事業を実施いたしまして、青年の夢を育むことができました。

3つ目の安心して子育てできる町づくりにつきましては、平成29年3月に議会を初め町民の皆様のご協力をいただき、おんじゅく認定こども園の完成を見ることができました。次世代を担う子どもたちの子育て支援施策について、こども園に併設して子育て支援センターを設置し、出産育児祝い金や医療費助成など、さまざまな子育て支援施策を継続して実施しております。

4つ目として、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりにつきましては、平成29年度末に国より地域再生計画の認定をいただきまして、生涯活躍のまち・おんじゅく、CCRC事業について、平成30年度より3カ年計画で実施しているところでございます。

CCRC事業につきましては、生活支援・支え合い、多世代交流の仕組みづくり事業、また、2つ目として特産品開発事業、3つ目として移住・交流促進事業、4つ目としてサービスつき高齢者向けの住宅、介護事業者誘致事業等でございます。多世代交流事業につきましては、ある程度順調に進んでいると理解しておりますが、その他の事業につきまして、すぐ結果の出ない事業内容という面もございますが、これから大きな努力を注いでいかなければならないと考えております。

5つ目の、好循環を支える町づくりにつきまして、地域公共交通エビアミー号について、平成26年10月に開設されまして、これまで利用改善を図りつつ運行してまいりました。今後とも社会状況を考慮しつつ、利便性の向上に努めていきたいと考えております。

また、御宿駅へのエレベーター設置につきまして、乗降客、いわば駅利用客が規定数より少

ないということで国の補助用件に厳しい面がありますが、可能性はあると思いますので努力を重ねたいと考えております。

第1期地方創生事業について、5つの柱とする事業の主な内容についてお答えさせていただきました。そのような中で、来年度以後の第2期地方創生事業にどのように取り組むのかというご質問でございます。

今、堀川議員さんからもございましたように、全国的に少子高齢化、人口減少が進んでおりますが、その対応策として移住定住政策は最も重要な政策の一つであると思っております。第1に人口増加策、移住定住策を進めていかなければならないと考えております。

その具体策としてICTの環境づくり、若者の定住を促すために自宅でも仕事ができるようなIT環境づくりを進めていきたいと考えております。そのようなことで、この件につきましては、第1期地方創生事業で上げておりましたが、なかなか取りかかることはできませんでしたので反省点としてございますが、ぜひ目標としたい。

このような中でご指摘ございましたボトムアップの町づくり、いわば地域の団体とどのように調整し、どのような一つの活力、動きを出していくのかということは、大きな課題に挙げられると思っております。

また、今、若い年代の皆さんが子どもの教育を中心に住まいを決定する社会状況が育ちつつあると言われております。現在、特色ある教育プログラム事業を行っておりますが、これをこども園まで拡大して、こども園を含めた特色ある教育プログラム事業を実施してまいりたいと思っております。

そして3つ目でございますが、先ほど貝塚議員さんの一般質問にお答えをいたしました、非常にこの何年か、マリンスポーツ、あるいは中央国際高等学校を初め交流人口が増加していることは確かでございます、これらの若い世代の方々が多く来訪し、御宿で生活空間を持っておりますので、ぜひこの若い人たちにしっかりとおもてなしをして、次の世代の5年、10年後の定住者、あるいは観光客につないでいけるように、しっかりとおもてなしをしたいと思っております。このような、これからの2期創生事業について基本的な考えを持っております。第4次総合計画に見る「笑顔と夢が膨らむまち～ともに支え合う挑戦と再生～」を理念を持って、町づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな2番目ということでございますが、御宿町全体を活躍の場として住民や移住者が生涯にわたり健康で住みなれた地域で安心して暮らし続けることができる町づくりというメインコンセプトをどれだけ達成できたかというご質問でございます。

地域再生計画、生涯活躍のまち・おんじゅく、CCRC構想は、次の4本の柱から成っております。生活支援・支え合いと多世代交流の仕組みづくり、2つ目として地域資源を生かした産業の振興と交流人口の増加、3つ目として豊かな自然環境の中で理想の暮らしを実現する移住・定住の促進、4つ目として医療機関や福祉介護事業者と連携しての御宿町をついの住みかとするための継続的ケアを受けることのできる体制整備をどのように促進していくかということでございます。これらの施策について、実施いたしました内容とその結果等について少し触れてみます。

初めに、1点目の多世代交流、支え合いの場といたしまして、実谷地区に寄茶場を開設し、三育学院大学との連携協力により30年度に4回、令和元年度に3回開催いたしました。今月4回目を開催の予定でございます。また、御宿台地区には、自治会活動としてのふれあいの家が開設されております。そして、浜地区には交流拠点事業として浜交流センターを開設いたしました。多世代交流による心の支え合い、コミュニケーションという趣旨、目的は実践されてきたと考えております。

次に、2つ目につきまして、オリーブを地域資源として捉えようという試みへの挑戦であります。栽培育成についての2回の講習会を行い、1回の県外視察を実施いたしました。町民に250本以上の苗木を配布いたしました。この事業は緒についたばかりでありますので、今後、経過を見るとともに農産物に関する地域資源として捉え、6次産業化などどこまで地域資源として育成させることができるのか、これからの課題であります。農産物だけではなく、海産物も含め何を地域資源として捉えて開発していくのか、6次産業化につなげていくのかということが課題でございます。

3つ目の移住、定住施策について、都市住民を対象としたグループディスカッションや町体験ツアーの形成によるワークショップを行いました。その結果、移住定住のために仕事の確保が必須であると。移住、定住のためには仕事の確保が必要である、必須であるという非常に貴重な成果、結果を得ることができました。このことにより移住定住施策を推進するためのスタート地点に立ったと認識しております。

4つ目の御宿町をついの住みかとして、今後、医療的、介護的施設による体制整備を行っていかねばなりません。サービスつき高齢者住宅事業者、介護事業者等誘致セミナーを実施いたしました。8者の事業者の皆さんにご参加いただいた中で、御宿町に事業所を開設したいという事業者は特段ございませんでした。

ご質問の趣旨のCCRC基本コンセプトの趣旨をどのように達成するかということについて

ですが、具体策として、医療介護対策の充実、在宅医療や訪問看護の体制と仕組みづくりをいかにつくっていくかということであると思います。

サ高住の誘致が上がってございますが、御宿町の立地環境を考えた場合、事業者にとっては非常に経営的な面で厳しい環境にあるという情報などもいただいております。基本は在宅医療、訪問看護体制の仕組みづくりをどのように進めていくかということですので、各関係団体の皆さん、いわば町内を見て医師や薬剤師の皆さん、訪問看護ステーションや居宅支援事業者の皆さん、地域包括ケアセンターの担当者などが協議を重ね、また、先進地の視察等も行いながら体制づくりを進めていきたいと考えております。また、施設の誘致につきましては、しっかりと事業者との相談協議を進め、積極的に活動してまいりたいと思っております。

ご指摘の地方創生事業、またCCRC事業につきましては、非常に御宿町においては高齢化が進んでおりますので、医療体制、また介護体制、看護体制をどのようにつくっていくかが非常に面前の大きな課題でありますので、皆さんの力をいただきながら努力してまいりたい。よろしく願いいたします。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。

CCRCにつきましては、今、町長おっしゃったとおり、ぜひその仕組みづくりを推進していただくように提案をしておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、若者誘致を中心とした街の活性化問題、幅は広いんですが、これにつきましては先ほども申し上げましたが、既存概念や現状維持の考え方、いわゆる自然動態でものを考えますと、必ず5年後には人口は今から何百人減る、10年後には何百人減ると、こういうようなシミュレーションができるわけですが、こういうものに、自然動態に頼らないで社会動態でどのように仕上げていくのかと。今、私は御宿町の一番理想的な人口というのは8,000人じゃないかと思っております。今、7,500人ぐらいですから、これをどうするかという仮説といいますか、一つの戦略を立てて既存概念、あるいは現状維持の考え方は、まず脱却をします。その次に、この問題は成果を出すには、先ほども申し上げましたけれども、5年や下手すると10年かかりますよと。しかし、今やらなかったら5年先にも7年先にも成果は出ないわけですから、ぜひ今、着手して、先ほども申し上げましたが2年や3年は諸団体、住民との関係、ここの関係の調整に時間がかかりますよと。これは私が言っているんじゃなくて専門家が言っている話ですから、多分皆さん、どこの市町村も物事を解決するのに、特にこの地方創生の町の活性化、右肩下がりやを右肩上がりに持っていくには、それぐらいの時間がかかっているんだということですから、お互いに腹を決めて2年や3年は調整期間だと。そして成果を出すのは5年

先、10年先だと。こういうような覚悟で地方創生に取り組んでいきたいと、町長にお願いをして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、10番、堀川賢治君の一般質問を終了します。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、貝塚嘉軼君の除斥を求めます。

（貝塚嘉軼君退席）

○議長（土井茂夫君） 石田町長に議案の説明を求めます。

○町長（石田義廣君） 議長。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

御宿町の監査委員の選任につきましては、伊藤博明監査委員から11月末日をもって退職の申し出があったことから、新たに貝塚嘉軼議員を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 本案につきましては質疑、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

ただいまの出席議員は11名です。

これにより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

7番、貝塚嘉軼君を入场させてください。

（貝塚嘉軼君入场、着席）

○議長（土井茂夫君） ただいまの出席議員は12名です。

ただいま議案第1号は原案どおり同意することに決しました。

ここで、7番、貝塚嘉軼君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚です。与えられた職務を一生懸命に務めますことをお伝え申し上げまして挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により令和元年11月7日に行いました、令和元年度一般会計補正予算第6号の専決処分について、その承認を求めるものでございます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出それぞれに932万円を追加し、補正後の予算総額を37億3,792万円と定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、2節都市計画費補助金の368万6,000円は、歳出に計上しております被災住宅修繕緊急支援事業補助金に係る国庫補助分で、台風15号及び19号により屋根及び柱、壁等の被害を受けた住宅に対し町が補助した分の2分の1を国が補助するものです。主に屋根修繕については社会資本整備交付金の効果促進事業で、また柱、壁等の修繕については基幹事業でそれぞれ交付されます。

15款県支出金、2項県補助金、5目土木費県補助金、1節都市計画費補助金の277万2,000円は、国庫補助金同様、被災住宅修繕緊急支援事業補助金に係る県補助分で屋根及び柱、壁等については町が補助した分の10分の3を、国庫補助に該当しない上下水道及び電気、ガス等その他の修繕については10分の8を県がそれぞれ補助するものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の286万2,000円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に932万円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、11節需用費の47万4,000円は、台風等の大雨により発生した役場庁舎4階会議室の雨漏り修繕費。13節委託料の25万6,000円は、その修繕に係る設計管理委託費です。

6目防災諸費、12節役務費の43万5,000円は、9月から10月における台風等により開設した避難所等で利用された毛布のクリーニング費用です。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費の8万円は、台風で故障した岩和田海岸通り街路灯の修繕費です。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、19節負担金補助及び交付金の807万5,000円は、台風15号及び19号により半壊、または一部損壊の被害に遭った住宅について補助するもので、被災住宅における修繕工事費用のおおむね2割を補助するものでございます。

以上、歳出予算に932万円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

(午後 2時29分)

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時39分)

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第8、議案第3号 妨害排除等請求控訴事件の和解についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第3号 妨害排除等請求控訴事件の和解について、提案理由を申し上げます。

財団法人御宿町開発協会が行った宅地造成事業に係る排水管について、損害賠償及び排水管の撤去を請求されていた本件について、千葉地方裁判所一宮支部で本年2月15日に判決の言い渡しがありましたが、判決に不服があるとして控訴されておりました。

その後、東京高等裁判所から和解の提案があり、控訴人及び裁判所と内容について協議を行ってまいりましたが、今般、別紙のとおり控訴人と和解をすべく、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により提案するものです。

和解条項を読み上げさせていただきます。

1 被控訴人は、本和解成立の日から1年以内に、別紙図面中「マンホール①」及び「集水桝⑤」とある施設を経由し、かつ別紙物件目録記載1の土地（以下「控訴人所有地」という。）を通過しない排水路（以下「代替排水路」という。）を設置することを約束する。

2 被控訴人は、前項に定める期間と同一の期間内に、別紙図面中「マンホール②」と「マンホール③」の間を接続する排水管のうち、同「マンホール②」から控訴人所有地の東側境界に至るまでの部分を収去することを約束する。

3 前項により被控訴人が収去すべき排水管の範囲は、同項に定める工事の開始前までに控訴人及び被控訴人が協議の上定めることを約束する。

4 第1項及び第2項の工事が完了したときは、被控訴人は控訴人に対し、別紙物件目録記載4の排水管の部分（以下「本件排水管部分」という。）の所有権を放棄する。

5 被控訴人は控訴人に対し、本和解成立後1年以内に、本件排水管部分撤去工事相当額として52万4040円を控訴人の指定する口座に振込送金する方法により支払う。

6 控訴人は、被控訴人に対し、別紙物件目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）について、控訴人の所有であることを認め、本件建物のうち、別紙物件目録記載3の浄化槽を除く部分及び本件排水管部分を、本和解成立の日から5年以内に自己の費用をもって取去することを約束する。

7 控訴人と被控訴人は、前項により控訴人が取去する本件排水管部分の範囲の西側部分終端点をその工事の開始前までに協議により定める。

8 被控訴人が、第1項に定める工事を本和解成立後5年以内に完了させないときは、第6項に定める期限に関わらず、控訴人は、第1項に定める工事の完了後1年以内に第6項に定める工事を完了させることを約束する。

9 控訴人は、第6項及び第8項に定める期限のうち、いずれか遅い期限（以下「本件期限」という。）までに同各項に定める工事を完了させなかったときは、被控訴人に対し、本件期限までに第5項に定める金員を返還することを確約する。

10 控訴人は、第6項又は第8項により控訴人が行うべき工事のうち、本件排水管部分の取去工事を実施するときは、その工事開始の6か月前までに、被控訴人にその工事の開始日を通知することを約束する。

11 被控訴人は、第6項または第8項により控訴人が行う工事のうち、本件排水管部分の取去工事に合わせて、本件排水管部分の西側終端点に接続していた排水管についての止水工事を行うことを約束する。

12 控訴人は被控訴人に対し、前項に定める被控訴人による工事が完了するまでの間、控訴人所有地上に建物その他の構築物を建築せず、また、被控訴人の行う工事について用地確保及び被控訴人による必要な範囲での使用等に協力することを約束する。

13 控訴人は、本和解成立の日から6年間又は第11項に基づく被控訴人による工事が完了するまでの間のいずれか短い期間の間、控訴人所有地を被控訴人以外の第三者に対し譲渡、賃貸その他の利用権の設定又は質入れ、抵当権の設定その他担保権の設定をしないことを約束する。

14 控訴人が本和解成立の日から6年経過後かつ第11項に基づく被控訴人による工事が完了するまでの間に控訴人所有地を第三者に対し譲渡、賃貸その他の利用権の設定又は質入れ、抵当権の設定その他担保権の設定をしようとするときは、控訴人は被控訴人に対し、当該第三者に対して、本和解条項の内容を通知することを約束する。

15 控訴人は被控訴人に対し、別紙物件目録記載5の集水桝等及び別紙物件目録記載6の排水管の所有権が被控訴人にあることを認める。

16 控訴人は、その余の請求を放棄する。

17 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

18 訴訟費用は各自の負担とする。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第4号 町有地土地賃貸借契約の合意解除等の和解についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第4号 町有地土地賃貸借契約の合意解除等の和解について、提案理由を申し上げます。

町は、和解条項記載の土地について、土地賃貸借契約を締結し、個人に町有地を貸し付けて

おります。平成29年4月7日に当該賃借人が死亡したことから、賃借料などの請求先として相続人の調査を行いました。千葉家庭裁判所一宮支部において、全ての法定相続人からの相続放棄が受理されていることが判明しました。また、調査により、当該賃借人に処分可能な財産があることを確認したので、町は千葉家庭裁判所一宮支部に相続財産管理人の申し立てを行い、裁判所に選任された相続財産管理人により清算事務を行いました。

今般、相続財産管理人によって当該財産が換価されましたので、その金員から相続財産管理人の費用等を差し引き、25万2,244円を未払い賃料に充てることを含め、土地賃貸借契約について和解を求められましたので、債権放棄及び和解について、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、相続財産管理人から支払いを受ける金額は、配当可能な金額の全額でございます。和解条項を読み上げさせていただきます。

#### 和解条項

第1条 甲と乙は、本件土地についての平成28年3月17日付け土地賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が、平成30年3月31日をもって契約期間満了により終了したことを確認する。

第2条 甲と乙は、乙が甲に対して、本件契約に基づく債務として、本日現在、以下の金員の支払義務（合計711万9136円）があることを確認する。

- (1) 未払賃料 138万0236円
- (2) 平成30年4月1日から本日までの賃料相当の損害賠償金 40万3900円
- (3) 本件土地の原状回復の不履行による損害賠償金 533万5000円

第3条 乙は、甲に対し、前条(1)に定める未払賃料の一部として25万2244円の支払義務があることを認め、これを令和2年3月31日限り、甲が別に指定する方法により支払う。

第4条 乙が甲に対し第3条記載の金員の全額を支払ったときは、本件土地上の乙所有の未登記建物の所有権は乙から甲に移転するものとし、同日をもって本件土地が乙から甲に明け渡されたものとする。

2 乙が甲に第3条記載の金員の全額を支払ったときは、甲は乙に対する第2条記載の債権から支払い金を控除した残額を放棄する。

第5条 甲と乙は、甲乙間に、本和解契約に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(土地の表示)

所在 夷隅郡御宿町須賀字山谷場

地番 2208番96の一部

地目 宅地

地積 1,066平方メートル

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

私は、財産収入については、余りにも未収金が多いことから整理したほうがいいということで、これまで申し上げてきたんですけれども、いつごろから滞納が始まったのか。それと今日に至るまで督促はしていたのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 平成18年度から未納はありますが、平成22年度から平成28年度は、町外にお住まいの身内の方が納付に見えておりましたので、その間の未納はございません。

未納分の督促は随時行っておりましたが、そのお身内の方とは定期的に接触がございましたので、徐々に未納の解消も進む予定でございましたが、残念ながらお亡くなりになりましたので、その時点で支払いがとまっているということでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、高橋金幹君。

○8番（高橋金幹君） 平成30年度の一般会計歳入歳出決算書を見ますと、財産収入の収入未済額なんですけれども、全体で1,075万5,352円となっています。今後この未収金の解消について、どのような対策を町として考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 収入未済額につきましては、単なる滞納のほか契約者の居所不明によるものも含まれております。接触可能な滞納者には、今までどおり督促状の発付や臨戸徴収に加えまして、悪質事案には、裁判所による支払い督促など法的に対応したいと考えております。

また、契約者の所在不明物件につきましては、物件ごとに調査を行いまして、必要に応じて本議案のように議会提案により債権放棄の手続を進めるなど、未収金の解消に向け適正に対応

してまいりたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第5号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第5号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

初めに、条例制定の概要等についてご説明をいたします。

多様化する行政需要に対応するため、全国的に臨時・非常勤職員が増加しており、その任用は制度趣旨に沿わない運用が見られたことから、平成29年5月17日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布により法改正が行われました。この法改正では、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化され、また、臨時的任用につきましては、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化されました。このほか、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が明確になり、新たに会計年度任用職員制度が創設をされたところであります。

これによりまして、臨時・非常勤の職として設定する場合には、任用根拠の趣旨に基づいて行うものとし、かつ会計年度任用職員、臨時的任用職員、特別職非常勤職員のいずれの任用根拠に位置づけるかを明確にすることとなりました。

会計年度任用職員は、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職とされ、1週間当たりの通常の勤務時間が、常勤職員と比べ短い時間であるパートタイムと常勤職員と同じフルタイムの2つの類型が設けられました。

本議案につきましては、まずパートタイムの会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び費用弁償に関する事項を定めるものでございます。

議案をご覧いただきたいと思えます。

まず、第1条でございます。第1条は趣旨を規定しており、パートタイム会計年度任用職員に報酬等を支給することについて定めるものです。

第2条の定義では、パートタイム会計年度任用職員の任用根拠を定めるものです。

第3条の報酬ですが、パートタイム会計年度任用職員は多様であることから、条例で全ての職種、報酬額を規定するのではなく、報酬の上限額を規定し、具体的な内容を規則に委任することとするものです。

第4条の時間外勤務報酬ですが、パートタイム会計年度任用職員に、時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを規定するものです。

第1項では、正規の勤務時間以外の時間に勤務を命じられた職員に、時間外勤務報酬を支給することを定めるものです。

第2項では、常勤職員と同様、時間外勤務について支給する額は、1時間当たり100分の125を乗じた金額といたしますが、ただし書きで、常勤職員とのバランスを踏まえ、この加算は1日当たり7時間45分を超えた場合に適用することとするものです。

第3項では、週休日に勤務を命じられた時間外勤務について支給する額は、常勤職員と同様、1時間当たり100分の135を乗じた金額としております。

第4項では、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務を命じられた時間外勤務について支給する額は、1時間当たり100分の125を乗じた金額といたしますが、ただし書きで、常勤職員とのバランスを踏まえ、この加算は週当たり38時間45分を超えた場合に適用することとしております。

第5項では、月60時間を超えて時間外勤務を命じられた場合の支給率、第6項では、この場合の代休時間について、常勤職員と同様に定めるものでございます。

第5条の休日勤務割り増し報酬並びに第6条の夜間勤務割り増し報酬の規定については、第4条と同様、パートタイム会計年度任用職員にも手当に相当する報酬を支給することを規定するものであり、算出方法については、一般職の給与条例の規定の例によるものとするものでございます。

第7条につきましては、報酬を減額する場合や、時間外、休日、夜間に係る勤務1時間当たりの報酬額を算定する際の端数処理を規定したものです。

第8条ですが、期末手当の支給を規定するものであり、支給率や期間率については、一般職と同じ割合で規定をするものです。

第9条から第11条ですが、報酬の支給方法等、勤務1時間当たりの報酬額の算出、報酬の減額について、それぞれ規定するものです。

第12条の通勤に係る費用ですが、通勤手当相当額を費用弁償として支給するものです。

また、第2項では、通勤手当相当額の算出方法は、一般職員の通勤手当の例によることとしていますが、勤務日数は常勤職員と異なる場合が多いことから、支給額自体の算出は、規則に委任をする規定としております。

第13条の出張に関する費用の弁償ですが、パートタイム会計年度任用職員に、通勤に係る費用と同様、旅費相当額を費用弁償として支給するため、職員の旅費の例によるものとして規定をするものです。

第14条は、休職中の会計年度任用職員には報酬、期末手当は支給しないことを定め、また第15条は、規則への委任をするものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行することとするものです。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第11、議案第6号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) それでは、議案第6号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例案におけます制定の背景につきましては、先ほどの議案第5号と同様ですが、本案につきましては、フルタイムの会計年度任用職員の給与に関する条例の制定をするものでございます。

議案をご覧いただきたいと思えます。

本条例案のフルタイムの会計年度任用職員は、常勤職員と同様に月額給料の支払い形態であることから、給与等を支給するものとして定めるものでございます。

第1条では、目的の規定とあわせて、フルタイム会計年度任用職員の定義の規定をするものでございます。

第2条の給与の支払いですが、一般職員の給与条例と同様の規定を行うものです。

第3条の給与ですが、第1項は一般職と同様に規定しておりますが、第2項については、給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当につきましては、以下、別途に規定をし、支給をすることとするものです。

第4条の給料表ですが、第1項においては、一般職における給料表を準用することとするものです。

第2項では、会計年度任用職員の職務は、職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給料表に定める級に分類するものとし、別表では、その基準となる職務を定めるものでござい

す。

第5条の勤務の級及び号給は、1会計年度限りの任用であることから、別に基準を定め、任命権者が決定することとするものです。

第6条の給料の支給方法、第7条の給料の異動及び第8条の通勤手当については、一般職の給与条例の規定の例によることとするものです。

第9条の給料の減額については、給与条例の規定の例によることとしていますが、フルタイム会計年度任用職員は勤務時間条例の対象ではないため、読みかえ規定を設けておるものでございます。

第10条から第12条のそれぞれの規定ですが、会計年度任用職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当を支給することとし、その支給内容は常勤職員と同様、給与条例の規定の例によることとしております。また、勤務時間条例を引用している箇所については、適宜、読みかえ規定を設けるものでございます。

第13条及び第14条ですが、端数計算や1時間当たりの給与額の算出についても、常勤職員と同様、給与条例の規定の例によることとするものでございます。

第15条の宿日直手当ですが、実際の運用としては想定はありませんが、制度として規定しておくこととし、給与条例の規定の例によることとするものでございます。

第16条から第18号については、期末手当に係る規定であり、会計年度任用職員で任期が相当長期にわたる者に対しては支給することとしております。また、不支給が一時差しとめの場合を含め、常勤職員と同様とし給与条例の規定の例によることとしており、在職期間別支給割合等についても常勤職員と同様としております。

第19条の規定ですが、フルタイム会計年度任用職員に支給する手当の支給方法の規定をしており、給与条例の例によることとするものでございます。

第20条は委任規定でございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行することとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

2番、田中とよ子君。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

運用についてなんですけど、現在、臨時職員として採用されている人たちの条件等が確保されて非常にいいことだとは思いますが、運用について、業務の内容は減るとは思われな

ね、現在採用されている人たちの。ということは、仕事が減るわけじゃないので、これで人数が減っていくのか、同じだけの人数を確保することになるのか。同様の採用は考えられるのか。条件的には、採用される人の条件はよくなるんですけども、仕事内容が、この制度を利用することによって、常勤している職員の業務が少し増えて臨時の方の人数を少し減らすとか、そういったような対策を考えているのかどうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、職員とのバランスというお話でございますが、これまでにつきましても、今回の会計年度任用職員に移行しても、業務上のバランスとしては、基本的には定型的、補助的な業務についていただくということで、これまでと考え方は同様のものがございます。また、配置につきましても、常勤職員の配置と業務の状況等を勘案して配置をするということで、これについても補助的な事務を行っていただくという考え方でございます。

ただ、大きく制度が変わるときでございますので、今現在、臨時職員で勤務いただいている方をそのままというのは、基本的に前提としては持たずに、改めてそういった業務が、どのような必要性があって、それを会計年度任用職員として務めていただく内容なのかということ、あらかじめ各課のほうで精査をお願いしているところでございます。

人数のほうのバランスにつきましては、これまで賃金という形で、臨時職員さんをお願いしてきましたけれども、そうした中で職員と臨時職員さんのバランス、そういったものを踏まえながら、我々職員の定員適正化の考え方ですとか、そういったものを実施しておりますので、基本的にはそれに足りないものを補っていただくということでお願いをしておるということで考えてございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。

本条例案につきましては、会計年度任用職員制度の導入にあたって、所要の関係条例の改正をするものでございます。

条例案は、全体として5条で編成をしております。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、1ページの本条例第1条ですが、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例を改正するもので、第3条において、第4項の規定を追加し、会計年度任用職員の心身の故障による長期の休養を要する場合の休職の期間について、採用の日から会計年度の末日までの任期の範囲内とするものでございます。

2ページに移りまして、本条例第2条ですが、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を改正するものであり、第3条、減給の効果の規定に、パートタイムの会計年度任用職員に係る減給について、常勤職員の給与にあたる報酬部分を対象とし、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相当する額を除外する規定を加えるものでございます。

3ページの、本条例第3条ですが、職員の育児休業等に関する条例を改正するものです。

第7条は、育児休業への勤勉手当の支給から会計年度任用職員を適用除外とし、第8条については、育児復帰後の号給調整から会計年度任用職員を適用除外とするものでございます。

4ページの第19条第2号の改正は、第7条において、地方公務員法の引用を追加したことから、本条の法令番号を削るものでございます。

5ページの本条例第4条ですが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正するものであり、第16条の2として、非常勤職員である会計年度任用職員については、勤務時間等に関する

規定を新たに定めるため、委任規定を設けるものでございます。

6 ページ、本条例第 5 条ですが、御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正につきましては、第 3 条において、報告事項から除く非常勤職員に、フルタイム会計年度任用職員は含まれないとする改正を行うものでございます。

附則といたしまして、法律の施行に合わせまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとするものです。

説明は以上です。よろしく願いをいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 7 号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第 13、議案第 8 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、議案第 8 号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法

律が、令和元年6月に公布されたことにより、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され不当に差別されないよう、資格、業種、業務から成年被後見人等を一律に排除する規定が削除されたほか、権利の制限に係る措置について、個別的な審査により判断する規定が設けられました。地方公務員法など地方自治の分野においては、成年被後見人及び被保佐人の規定を削る改正がなされたところであり、令和元年12月14日から施行されることとなりました。

これに伴い、町の一般職の職員の給与等に関する条例においても同様に、成年被後見人等の規定を削除するとともに、用語を整理する改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

まず、第19条ですが、改正前の地方公務員法第16条第1号は、成年被後見人または被保佐人を規定しておりますが、法改正により、この部分が削除されることから、成年被後見人等に該当して失職する旨の規定を削るものであり、これに伴い、同条第4項も同様に「若しくは失職し」の規定について削るものでございます。第19条の2第2号についても同様に、成年被後見人等に該当して失職する旨の規定を削るものでございます。

新旧対照表の2ページでございます。

第20条第1項及び第2項第1号の改正ですが、第19条と同様の改正を行うものでございます。

3ページに移りまして、第22条第7項の改正ですが、これまでと同じように、成年被後見人及び被保佐人に関する規定を削るほか、用語の整理を行う改正として、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

附則といたしまして、法律の施行に合わせまして、令和元年12月14日から施行することとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第9号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長(齋藤 浩君) 議案第9号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、御宿町において、生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定し、令和元年11月22日に国から同意を得たことに伴い、中小企業が実施する生産性向上のための設備投資に係る課税標準の特例措置について、地方税法附則第15条第47項に基づく割合を定めるほか、わがまち特例に係る適用条項及び割合の整備を行うため、御宿町税条例の一部を改正するものです。

本議案は、新旧対照表により説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

附則第9条は、個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について定めていますが、「以上この条」を「以下この条」に、「揚げる」を「掲げる」と文言を正す条文の整備を行うものです。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、わがまち特例について定めていますが、第18項、特定風力発電設備について、法附則第15条第33項第2号の条例で定める割合を「3分の2」から「4分の3」と改めるものです。

第24項及び第25項は、参照条文の整備をするものです。

次に、改正前第26項を第27項とし、第25項の次に、新たに第26項として1項加えるもので、内容は、新たに策定されました御宿町導入促進基本計画に基づき、中小企業が実施する生産性向上のための設備投資に対し、固定資産税の課税標準の特例を設けるもので、課税標準の割合

は零とするものです。

次に、改正附則として、本条例の施行日は公布の日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第15、議案第10号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第10号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法の規定により、市町村が条例で定めることとされており、条例を定めるにあたっては、国の示す基準に基づくこととされています。

今般、国の示す基準において、家庭的保育事業所等が、認定こども園や保育所等の施設と連携しなければならない事項についての経過措置が延長されるなどの改正が行われたことなどが

ら、町条例について所要の改正を行うものです。

なお、家庭的保育事業等とは、市町村または民間事業者等が保育者の居宅等で行う小規模な保育事業であり、現在、御宿町内には当該事業を行っている施設はございません。

それでは、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページ、第6条は、家庭的保育事業者等が事業を実施するにあたり、保育所、認定こども園、幼稚園等との連携協力を確保することについて定めるもので、今般、国の運営基準に第4項、第5項が追加され、また第2項の文言が整理されたことから、町条例について所要の改正を行うものです。

追加する第4項は、第1項第3号で規定する家庭的保育の提供を受けていた児童が家庭的保育を受ける期間を終了した場合、認定こども園、保育所等との連携確保について、町長は確保が著しく困難であると認めるときは、当該規定を適用しないことができる規定を加えるものです。

第5項は、ただいま加えた第4項の規定を適用する場合に、家庭的保育事業者が、認定こども園等以外に連携を確保しなければならない施設について規定するものです。

第1号は、児童福祉法第6条の3第12項に定める事業主が雇用者の保育のために設置する施設であって、国から助成を受けている施設、第2号は、事業所内保育事業所及び保育所であって、市町村等からの補助を受けている施設と定めるものです。

2 ページの第16条は、家庭的保育事業者が行う食事の提供について定めるものですが、第2項第4号は、改正前の5行目「乳幼児の食事の内容」の前に「利用」の文言を加え、規定の明確化を図るとともに、附則第2条第2項の改正により、第2条第2項の文言が不要になることから所要の改正を行うものです。

第23条は、家庭的保育者の資格等を定めるものですが、成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正が児童福祉法にあったことから、所要の改正を行うものです。

3 ページの第29条、第31条、第44条及び4 ページ中段の第47条は、家庭的保育を行う小規模保育事業A型、B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に配置されることとされている保育士の数の算定にあたり、保育士としてみなすことができる者に准看護師を加えるものです。

なお、小規模保育事業は6人から19人、保育所型は20人以上の児童を保育する施設を指しま

す。また、小規模保育事業は、配置職員や施設の状況により、A型、B型、事業所内保育等に分けられています。

4 ページ上段の45条にお戻りください。

第2項は、満3歳以上の保育を行う保育所型事業所内保育事業者の連携する施設について、特例を加えるものです。

4 ページ中段からは附則となります。

附則第2条の改正ですが、家庭的保育事業を行う場所についての特例の経過措置を10年に延長するとともに、後段において引用条文を整理し、国の運営基準に合わせるものです。

5 ページ、第3条は、第45条第2項に特例保育所型事業所内保育事業者の免除規定を設けたことから、所要の改正を行うとともに、家庭的保育事業者等が認定こども園との連携確保が困難な場合の経過措置を10年間に延長するものです。

第6条から6ページの9条までは、国の運営基準において、保育の提供を確保するため、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について特例が設けられたことから、町条例についても所要の改正を行うものです。

最後に、本条例の施行日を公布の日からと定める附則を追加しております。

以上で、御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第16、議案第11号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第11号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準は、児童福祉法の規定により市町村が条例で定めることとされており、条例を定めるにあたっては、国の示す基準に則ることとされています。

今般、国の示す基準において、放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務、権限について、指定都市も実施できることとされたことから、町条例の改正を行うものです。

それでは、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第10条第3項に、放課後児童支援員の資格を有するための研修の実施者に、指定都市の長を加えるものです。

附則として、施行日を公布の日からと定めています。

以上で、御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第17、議案第12号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

齋藤税務住民課長より議案の説明を求めます。

齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 議案第12号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

このたびの改正は、成年被後見人等について、欠格条項により、資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断する仕組みに移行するため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が改正されたことから、御宿町印鑑条例においても所要の一部改正をするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案の後ろに添付してございます新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条は、登録資格等を定めていますが、第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と文言の整備をするものです。

第5条は、印鑑の登録の制限について定めていますが、第2項中「備考欄に記載」を、当町における住民基本台帳は磁気ディスクにより調製を行っていることから、「備考欄に記録」と文言の整備を行うものです。

2ページに続きます第6条は、登録について定めていますが、第2項第4号及び第8号につきましては、前条と同じ文言の整備、第3項は磁気ディスクでの調製のことから、「調製することができる」を「調製するものとする」と文言の整備を行うものです。

第9条は、印鑑登録原票記載事項の修正について定めていますが、見出しを「印鑑登録原票の修正」に改め、文中「記載」を「記録」とする第5条、第6条と同様の文言の整備をするものです。

第11条は、印鑑登録の抹消について定めていますが、第1項第4号中「後見開始の審判を受けた」を「意思能力を有しない者となった」と文言の整備をするものです。

第7号は、第5条、第6条と同様の文言の整備を行うものです。

3ページ、第13条は、印鑑登録証明について定めていますが、第2項第1号及び第5号において、第5条、第6条と同様の文言の整備を行うものです。

なお、附則として、本条例の施行日を令和元年12月14日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

ちょっと私には理解できないので、説明をお願いしたいと思うんですが、今11条の「意思能力を有しない者となったとき」というのと「後見開始の審判を受けたとき」と。旧のほうは、審判を受けたときという明確な判断があるわけですが、意思能力を有しない者となったときというのは、どういうふうに判断するのか。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） この後見人の関係でございますが、欠格条項が一つでもある場合に一律排除をされていた。欠格条項等がある場合に、一律にもう全てだめという判断をされてきました。

条文の前半でご説明申し上げましたとおり、一律排除をする仕組みから、各資格、職務、業務等での確に判断できるとか、意思を有しているということが判断された場合に、それを救っていこうという制度に変わるということございまして、今回の場合の意思能力を有しない者となったということの一定の判断をされる期間がございまして、そこで審査を受けたということで捉えていただけるとありがたいところです。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

もう一度確認しますが、意思能力を有しない者となったという判断は、どこでやるんですかと聞いているんですけれども。

○議長（土井茂夫君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 今後、個々の状況を確認しながら市町村で判断するという仕

組みに変わったというふうに捉えております。

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治君。

○10番（堀川賢治君） 後で確認をさせていただきますので、質問を終わります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、10分間の休憩をいたします。

（午後 3時40分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時53分）

---

◎議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第18、議案第13号 町道路線の認定についてと、日程第19、議案第14号 町道路線の変更については関連がありますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 町道路線の認定についてと、議案第14号 町道路線の変更については関連がありますので一括議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第13号 町道路線の認定について及び議案第14号 町道路線の変更についてご説明いたします。

千葉県夷隅土木事務所では、実谷地先の県道勝浦布施大原線に係る道路改良事業、通称実谷バイパスの工事を行っており、実谷側の一部が令和元年度末に完成する予定となっています。完成後は、県との申し合わせにより町道として管理することになっていることから、それに伴う町道路線の認定及び変更を提案するものです。

実谷バイパスの工事は、茂原市に続く広域農道と国道128号を結ぶ重要な路線で、いすみ市の山田地先が起点となり、御宿町の実谷地先が終点となっております。

全体計画は、工事延長3,430メートル、幅員10メートルとなっています。工事は3工区に分かれており、平成元年度に着手し、第2工区であるゴルフ場前の620メートルが完成しております。今回完成予定の実谷側については、工事延長140メートルで、今回はこの区間を町道とするものです。

認定及び変更に係る路線名、幅員、延長等につきましては、お手元の議案に表でまとめておりますが、認定につきましては1路線で、総延長が231.9メートル、変更につきましては1路線で、総延長が2,545.6メートルから2,453.7メートルとなります。

路線の内容につきましては、案内図及び見取り図により説明させていただきますので、議案に添付しました資料をご覧ください。

青色で示した路線が、新たに認定する1路線になります。この路線については、町道0106号線の起点部分となっておりますが、町道0106号線の起点部分を赤く示した部分に変更することにより、新たに認定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第13号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第20、議案第15号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第15号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

予算書の1ページ、第1条は、歳入歳出それぞれ44万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億3,427万5,000円と定めるものです。補正内容は、医療保険審査機関である千葉県国保連合会に、外国人に関する加入情報を追加登録することに伴い、国保システムの改修費を追加するものです。

それでは、各費目の詳細について、予算書の事項別明細書に沿って説明いたします。

補正予算書6ページ、7ページをご覧ください。

初めに歳入ですが、7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国保制度関係業務事業費補助金の44万円の増額は、今回のシステム改修については全額国庫補助金の対象となることから、歳出のシステム改修費と同額を増額補正するものです。

以上、歳入予算として44万円を追加しております。

次に、歳出ですが、8ページ、9ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料の電算システム改修委託44万円の増額は、国民健康保険制度の適正な運営にあたり、外国人の在留資格及び在留期限日の情報を追加登録する必要があることから、町国民健康保険管理システムについて改修を行うため補正するもので、財源はただいま歳入で説明させていただきましたが、全額国庫補助金となります。

以上、歳出予算として44万円を追加しております。

なお、本補正予算については、去る11月27日開催の第3回国保運営協議会においてご承認をいただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で、令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第21、議案第16号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第16号 令和元年度御宿町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに5,048万円を追加し、補正後の予算総額を37億8,840万円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の変更を定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4節介護給付費負担金の1,220万4,000円は、障害者総合支援法に基づく介護給付事業での歳出予算の追加に伴い、その2分の1を国が負担するものです。

2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の79万4,000円は、母子保健情報連携システム改修に係る国庫補助で、改修費の一部を国が補助するものです。

2節清掃費補助金の161万5,000円は、歳出予算に計上しております災害等廃棄物処理事業に係るもので、今般の台風により、町が解体の必要があると判断した半壊家屋について、その解体等、処理費用のおおむね2分の1を国が補助するものです。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4節介護給付費負担金の610万2,000円は、国庫同様、障害者総合支援法に基づく介護給付事業の追加に係るもので、4分の1を県が負担するものです。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の5,000円は、経済センサス基礎調査委託の追加配分によるものです。

4節選挙費委託金の242万4,000円の減額は、4月7日執行の県議会議員選挙が無投票となったことによるものです。

18款繰入金、2項基金繰入金、2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の154万円は、歳出にて計上しております防犯灯の整備、災害用備蓄品の購入及び出産祝金給付事業の財源とするものです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の2,480万9,000円は、収支の不足に対応するため、純繰越金を追加するものです。

20款諸収入、2項雑入、4目雑入、1節雑入の203万5,000円は、歳出に計上しております台風19号被害の復旧等に係る災害共済金103万5,000円と、相続財産管理人の選任申し立てに要した予納金の返還金100万円でございます。

21款町債、1項町債、6目消防債、1節消防施設整備事業債の380万円は、歳出に計上しております第1分団消防団詰所の新築工事に係る設計費の財源として増額するものです。

以上、歳入予算に5,048万円を追加しております。

10ページ、歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、11節需用費の127万4,000円は、役場庁舎の電気代等に不足が見込まれるため、光熱水費を追加するものです。

22節補償補てん及賠償金の52万5,000円は、妨害排除等請求控訴事件に係る和解金です。

5目諸費、11節需用費の41万円は、故障した町内防犯灯の修繕に係る追加計上です。

6目防災諸費、3節職員手当の239万9,000円は、災害対応経費として職員時間外手当に192万7,000円、管理職特別勤務手当に47万2,000円をそれぞれ追加するものです。

15節工事請負費の19万3,000円は、落雷により故障した防災行政無線のブレイカー交換工事に係る費用です。

18節備品購入費の43万円は、9月、10月の台風等で消費した防災備蓄品の補充費用です。

4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙の1節報酬から13節委託料の減は、4月7日執行の千葉県議会議員一般選挙が無投票となったことから不用額についてそれぞれ減額するもので、23節償還金利子及割引料の57万8,000円は、平成30年度分の本事業費確定に伴う県委託金の返還金です。

5項統計調査費、2目各種統計調査費、11節需用費の6,000円は、経済センサス基礎調査において、説明会の増加等により、県委託金に増額配分があったことから追加するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、11節需用費の161万7,000円は、台風19号で破損した地域福祉センターの屋根の修繕費です。

12ページ、2目老人福祉費、13節委託料の23万6,000円は、緊急通報装置設置者が見込みより増加したことによる追加です。

3目心身障害者福祉費、20節扶助費の2,441万円は、障害者総合支援法に基づく介護サービスの利用が増加したため追加をするものです。

4目出産奨励費、8節報償費の70万円は、当初見込みより出生者数が増加したことから、予

算を追加するものです。

2項児童福祉費、2目児童措置費、23節償還金利子及割引料の20万6,000円は、平成30年度児童手当県負担金の確定による返還金です。

3目こども園費、23節償還金利子及割引料の2万2,000円は、平成30年度子どものための教育・保育給付交付金の確定による国庫及び県に対する返還金です。

4目児童福祉施設費、15節工事請負費の155万1,000円は、個人から借用している旧御宿保育所駐車場用地の返還に係る原状復旧工事費用です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料の202万4,000円は、マイナンバー制度の改正により、母子手帳及び乳児健診等の番号連携サーバー対応にシステムを改修する必要が生じたことから、改修費用を措置するものです。

23節償還金利子及割引料の2万2,000円は、平成30年度妊娠・出産包括支援事業及びがん検診総合支援事業の確定に伴う国庫金の返還金です。

4目子ども医療対策費、20節扶助費の13万円は、高校生等医療費助成が当初見込みより増加したことによる追加です。

2項清掃費、2目じん芥処理費、13節委託料の110万円は、発泡スチロール処理費の高騰により、予算に不足が生じたことから追加をするものです。

23節償還金利子及割引料の323万円は、今般の台風により半壊した家屋について、基準の範囲内でその解体等処理費用を町が償還するものです。

14ページです。

3項上水道費、1目上水道運営費、19節負担金補助及交付金の47万9,000円は、今年度、水道事業会計において策定する経営戦略に要する費用について、特別交付税の対象となることから、その所要額について繰出金を増額するものです。

7款土木費、5項河川費、1目河川総務費、15節工事請負費の310万2,000円は、妨害排除等請求控訴事件に係る和解に基づく排水管工事費用でございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、12節役務費の9,000円及び27節公課費の3万3,000円は、消防団無償貸し付け車両の自賠責保険料及び自動車重量税の追加でございます。

3目消防施設費、13節委託料の577万1,000円は、施設の老朽化及び統合に伴う第1分団詰所新築工事に係る設計費用、及び今年度新築工事を進めている第2分団の新町詰所解体工事に係る設計費用です。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、11節需用費の9万2,000円は、児童生徒のよ

り適切な健康管理に向け、保健調査票や健康カード等を郡市内の小中学校で統一様式とするため、その印刷製本費を措置するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費の75万4,000円は、御宿小学校の電気代に不足が見込まれるため、光熱水費を追加するものです。

2目教育振興費、20節扶助費の33万6,000円は、準要保護児童の増加による追加計上です。

3目組合学校費、19節負担金補助及交付金の23万9,000円は、平成30年度布施学校組合負担金の精算等に伴う追加です。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費の86万4,000円は、御宿中学校の電気代に不足が見込まれるため、光熱水費に61万1,000円を、また消防設備点検で指摘のあった消火栓設備や野球場のスプリンクラー設備の修繕料として、25万3,000円をそれぞれ追加するものです。

16ページでございます。

2目教育振興費、19節負担金補助及交付金の35万円は、千葉県中学校新人体育大会や千葉県中学校英語発表会への出場が決まった参加者の交通費等について、予算を追加するものです。

5項保健体育費、3目学校給食費、11節需用費の11万5,000円は、共同調理場のコンベクションオープンの故障に伴う修繕料です。

以上、歳出予算に5,048万円を追加しております。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

4ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。

消防施設整備事業債については、今年度工事を進めている第2分団詰所の新築工事費用の財源として、5,370万円を当初予算に措置しているところですが、今回の補正予算に計上しました第1分団詰所新築工事の設計費用の財源として新たに380万円を加え、限度額を5,750万円とするものです。緊急防災・減災事業債を活用する予定で、充当率は100%、後年度の交付税措置率は70%です。また、償還期間は20年を予定しております。

以上で、一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(土井茂夫君) 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 令和元年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、16議案のご審議をいただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政各般にわたり、住民生活の向上・発展に生かしていくよう、町政の運営に努めてまいり所存でございます。

年の瀬を迎えまして何かと忙しい時期でございますが、議員各位におかれましては、これからはますますご健勝にてご活躍され、ご発展されますことを心からお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(土井茂夫君) どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

以上で令和元年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 4時20分)